

第5編 大規模事故災害応急対策計画

第1章 基本方針

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第3章 円滑な災害応急活動の展開

目 次

第5編 大規模事故災害応急対策計画	
第1章 基本方針	1
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	13
第1節 赤穂市事故対策本部の設置	14
第2節 動員配備	17
第3節 情報の連絡系統	20
第4節 通信手段の確保	28
第5節 被害情報の収集及び報告	30
第6節 防災関係機関の応援等	44
第3章 円滑な災害応急活動の展開	51
第1節 救急・救助活動の実施	52
第2節 救急医療活動の実施	54
第3節 消火活動の実施	61
第4節 避難対策の実施	66
第5節 交通・輸送対策の実施	71
第6節 災害広報・広聴	82
第7節 遺体の収容、処置	88
第8節 危険物等への対応	90
第9節 海上火災・油流出等事故の応急対策	96

第1章 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、本市、その他防災関係機関の緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

本市の自然・社会的現状を踏まえ、大規模な突発事故が発生した場合における応急対策の基本方針は、次のとおりとする。

なお、大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び本市が中心となって対応するが、市等で対応できない場合には県に支援を要請する。

また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて、本計画に定める応急対策のうち、必要な対策を実施する。

迅速な災害応急活動体制の確立

- 被害規模等の情報の収集連絡を迅速に行う。
- 兵庫県や防災関係機関との連携を密にする。
- 被害状況等の情報に基づき、所要の体制を整備する。

円滑な災害応急活動の展開

- 人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。
- 避難対策を行う。
- 被災者への情報提供を行い、二次災害の防止を図る。

■各機関の応急対策の概要

(1) 航空災害（航空機の墜落等の場合）

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報 ・乗客名簿の関係機関への提出 〔航空運送事業者〕	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・県消防防災ヘリ等による情報収集活動	・事故等発生時の通報の受理 ・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・現場指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊派遣 ・海上保安本部の活動	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて県等へ応援要請	・関係機関の密接な連携
（捜索）		・東京救難調整本部を通じ、相互に連携した捜索活動の実施 ・海上保安本部、自衛隊の捜索活動	・県消防防災ヘリ等による捜索活動	・交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員による捜索活動等 ・警察用航空機・船舶等を活用した捜索活動	・消防職員、消防団員等による捜索活動	
救助	・旅客の救助・地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止活動 〔機長〕	・海上における海上保安本部等の救助活動		・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・負傷者数及び搭乗者数の把握 ・現地救護所の設置 ・搭乗者の救助活動	
消火					・消火救難活動 ・必要に応じて、警戒区域の設定	

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
避難誘導 二次災害防止				・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	
医療		・国立大学病院からの救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市町からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当ての実施 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・対応可能な医療機関等への分散搬送	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制				・交通規制の実施		
危険物等への対策	・航空危険物輸送の有無を関係機関に連絡 〔航空運送事業者〕		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等	・危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他				・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

(2) 鉄道災害

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等発生の通報	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受理	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・災害状況の早急な把握	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携 ・鉄道事業者の必要に応じた県、市町への応援要請	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊の派遣	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携
救助	・鉄道事業者による救助活動			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動 ・必要により列車切断(トンネル内、地下鉄の事故では侵入口が限定されることに配慮した救出活動を実施)	
消火	・鉄道事業者による消火活動				・消火活動(トンネル内での火災では、密閉空間のため、濃煙、熱気等に配慮した活動を実施)	

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
避難誘導二次災害防止	・後続車両の衝突等の二次災害の防止措置の実施 ・鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置 [以上鉄道事業者]			・脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落するおそれがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施 ・鉄道事業者と連携し、後続列車の衝突等の二次災害の防止措置の実施 ・鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置	・脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落するおそれがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施	
医療		・国立大学病院からの救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市町からの要請を受け県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請 ・必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送の実施及び他機関のヘリの出動要請等 ・多発外傷など特殊な医療について対応可能医療機関の消防本部、医療機関等への紹介		・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当ての実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)の消防機関からの照会に応じた医療上の助言
緊急輸送				・交通状況の把握、交通規制の実施		

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
危険物等への対策	・危険物等の積載の有無を消防本部、県警等に報告[鉄道車両の運転手・鉄道事業者又は荷主]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等に関する専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施	・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 ・危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 ・必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関係者への情報の伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	・遺体の身元確認・遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 ・死傷者名簿の作成 ・他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の実施 ・鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去 [以上鉄道事業者]		・鉄道車両が道路をふさいでいる場合には、必要に応じて、建設業界へ重機出動依頼	・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

(3) 道路災害

① 一般的な道路災害の場合

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等の発生の通報	・事故発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等発生の通報の受領・伝達	・事故等発生時の通報の受理 ・事故発生地を管轄する警察署員等を現場に派遣し情報収集	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・被災状況の早急な把握	・事故等発生の通報の受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊の派遣	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携
救助	・車両の運転手等による負傷者救護 ・道路管理者による救助活動への協力			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・応急救護所の設置 ・救助活動 (高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施)	
消火	・道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				・消火活動(消防) (トンネル内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施)	
避難誘導 二次災害防止	・車両の運転手等による危険防止措置 ・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施 ・救出活動に当たり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置 [以上管理者]			・道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施 ・山崩れ等による二次災害防止のため、監視員等を配置		

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
医療		・国立大学病院からの救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施	・市町から要請を受け県立病院の救護班の派遣、また、医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)の消防機関からの照会に対する医療上の助言
危険物等への対策 (高速道路での危険物の流出の場合は別紙)	・危険物等の積載の有無を報告 [自動車の運転手]		・消防と連携した物質の特定等 ・必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	・消防と連携した物質の特定等 ・危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施	・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施 ・危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 ・必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関係者への情報の伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	・道路管理者による迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動 ・迂回路の設定 [管理者]		・必要に応じた道路啓蒙のための建設業協会への重機出動依頼	・被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設等の緊急点検の実施		

② 高速道路での危険物流出の場合

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等の発生の通報 事故状況確認 関係機関が必要とする情報の提供 [以上事業者] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 現場の状況により、関係物質に関する情報を入手し関係機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 事故状況確認、消防への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 事故状況確認、警察への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 必要により自衛隊派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 現場指揮所等での連携 消防等関係機関と調整して、任務分担を行い、連携して現場活動に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 消防相互応援協定締結先への応援要請 現場指揮（出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また、状況に応じて協議を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 県、消防、警察からの要請を受けて応援実施[関係団体] 消防本部等からの要請に基づく応援[高圧ガス地域防災協議会加入防災事業所]
救助				<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置 	
消火					<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発鎮圧 	
避難誘導二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定（積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定） 周辺広報の実施 [以上管理者] 			<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺広報の実施 	

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
医療		<ul style="list-style-type: none"> 国立大学病院からの救護班の派遣 自衛隊の救護班の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等 		<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 対応可能な医療機関等への分散収容 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、救護班の派遣 事故現場でのトリアージ・医療活動 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 [管理者] 			<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施（現場の状況により、交通遮断及びインターチェンジ閉鎖を実施） 		
危険物等への対策（物質特定）	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 [以上事業者、管理者] 		<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認（物質の特定は、標識、イロカード、発送元等の確認で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止（漏洩箇所の密閉等） 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定応援 処理方法の確認応援 拡大防止の応援 [以上関係団体（日本中毒情報センター等）]
（防除）	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 資機材手配・運搬 処理人員手配派遣（処理に特殊技能を有する人材が必要な時には発送元製造メーカー等に依頼） 回収車両の手配・派遣 処理実施 事故車両撤去 水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理 [以上事業者、管理者] 		<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認（特殊な処理材等が必要なときは、発送元、製造メーカー等に確認） 必要に応じ、資機材の搬送に県消防防災ヘリ等を活用（高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬の誘導 処理人員の誘導 回収車両の誘導（回収車両は、積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 処理実施（積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認応援 資機材手配・運搬応援 処理人員手配・派遣応援 回収車両の手配・搬送応援 処理実施応援 [以上関係団体]

(4) 雑踏事故

事項	行事等の主催者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	・事故の発生の通報	・事故発生の通報の受領・伝達	・事故発生の通報の受領・伝達	・事故発生時の通報の受理	・事故発生の通報の受領・伝達 ・早急な状況把握	・事故発生の通報受領
組織の設置			・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携 〔主催者〕		・関係機関の密接な連携 ・必要に応じて国、他の都道府県、市町への応援要請等	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の密接な連携
救助	・緊急車両の進入路の確保 〔主催者〕			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動	
被害の拡大防止	・事故の拡大防止 〔主催者〕			・効果的な広報の実施等による事故の拡大防止		
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 〔以上主催者〕		・市町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等		・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当ての実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言
交通規制				・交通規制の実施		
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

(5) 海上災害

① 海難による人身事故

(遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定)

事 項	船 長 等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・海上災害対策本部及び地方本部設置	・沿岸市町の災害対策本部の設置
搜索活動		・海上保安本部のヘリ等による搜索活動	・海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による搜索活動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の搜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動
医療活動		・海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請による県立病院の救護班の派遣又は医療機関への救護班の派遣要請	・沿岸の関係市町は医師の確保を行い救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社兵庫支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 (必要な場合に 応じて)		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町による消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じ、広域消防応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・沿岸市町は、必要に応じ、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	・県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	・沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 (困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼)

(注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による搜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

② 重油等の流出事故の場合

(通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定)

事 項	船長等の 防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に情報連絡 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 海上災害警戒本部設置の準備 防除関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		<ul style="list-style-type: none"> ヘリによる航空監視 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害警戒本部及び地方本部設置 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町の災害対策警戒本部設置 沿岸市町による防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> 海上災害対策本部及び地方本部設置 県民局等による陸岸のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町災害対策本部設置 沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部の沿岸海域における防除作業 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> 回収方針策定 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 災害救援専門ボランティアの派遣 ボランティアの紹介窓口設置 必要により、自衛隊への派遣要請 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あつせん 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町による回収作業計画の策定 沿岸市町による回収作業 沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

(6) 原子力災害

① 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
警戒事態 (警戒事象の発生)	・事象発生のお知らせ	→	→	→
施設敷地緊急事態 (特定事象の発生)	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 緊急時モニタリングの準備 [PAZ] 施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避準備開始 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置 PAZからの県外避難の受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置 PAZからの県外避難の受入準備
全面緊急事態 (原子力緊急事態の発生)		<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部の設置 原子力災害合同対策協議会の開催 [PAZ] 住民の避難開始 [UPZ] 屋内退避 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 PAZからの県外避難の受入れ UPZからの県外避難の受入準備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 PAZからの県外避難の受入れ UPZからの県外避難の受入準備
		<ul style="list-style-type: none"> [UPZ外] 状況により屋内退避指示 	<ul style="list-style-type: none"> [国の指示により] 県民等への伝達 住民の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> [国の指示により] 住民の屋内退避指示 住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング OIL1超地域特定 [OIL1超地域] 避難指示 	・広域避難の受入調整	<ul style="list-style-type: none"> [OIL1超地域] 避難指示
1日以内	・避難退域時検査支援	<ul style="list-style-type: none"> OIL2超地域特定 [OIL1超地域] 避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の受入調整 [OIL1超地域] 避難退域時検査実施 被ばく傷病者等の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難の受入れ [OIL1超地域] 避難の実施

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入調整 【O I L 2 超地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援(輸送手段の手配等) 	【O I L 2 超地域】 <ul style="list-style-type: none"> ・一時移転の実施
応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の除去 	【必要に応じ】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施 	【必要に応じ】 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力 	【必要に応じ】 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・要配慮者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

② 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	国
事故等の発生	・事故等発生の通報		→警察 →災害対策センター	【核燃料物質の場合】 原子力規制庁
	・緊急措置 〔・立入制限区域設定 ・消火・延焼防止 ・救出 ・避難等の危険時の措置 ・緊急時モニタリング〕	・施設データの確認 ・消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質事故対策 会議の開催
放射線 検出	・放射線測定結果の 報告		→警察 →災害対策センター	原子力規制庁
	・立入制限区域設定 ・遮へい ・放射能汚染の拡大防 止・除去	・消防警戒区域の設 定 ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及 び準危険区域の設 定 ・消火活動 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置 が必要となる場合】 ・住民等の安全確保 (広報・避難誘導等)	・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置	【特定事象の場合】 ・関係省庁事故対策連 絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員 【原子力緊急事態に 至った場合】 ・原子力緊急事態宣言 の発出 ・原子力災害対策本部 及び現地対策本部 の設置 ・緊急事態応急対策の 実施(モニタリング の支援、実動部隊の 派遣、放射線医療の 実施、飲食物摂取制 限等) ・事故発生場所周辺 の住民避難等防護措 置の指示
被ばく 傷病者 等の 発生	・被ばく傷病者等の応 急措置 ・汚染検査・除染 (関係者、周辺環境) ・汚染物の保管	・傷病者等の汚染検 査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検 査 ・除染及び被ばく状 況の記録 ・汚染の除去に関す る協力 〔必要に応じ〕 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要 請 ・緊急消防援助隊要 請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種 相談の実施 等	・周辺環境のモニタリ ングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関 する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 〔必要に応じ〕 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

③ 放射性物質の不法廃棄等

事項	発見者・施設管理者	市町・消防本部	兵庫県	国
放射線の検出	・発見の通報	→ 消防本部	→ 警察 → 災害対策センター	→ 原子力規制庁
防護措置の実施	・放射性物資の存在の周知 ・周囲への立入禁止措置	<p>〔事案に応じて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防隊・救急隊出動（放射線防護装備） ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・救助・救急活動 <p>【住民等に防護措置が必要となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の安全確保（広報・避難誘導等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁と対応を協議 ・災害警戒本部の設置 <p>〔事案に応じて〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の確認 ・必要な措置の指示
被ばく傷病者等の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 <p>〔必要に応じ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等 	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

- 航空機事故、鉄道事故、道路災害事故、危険物事故、海上災害、原子力災害等の重大事故が発生した場合の対策計画を策定する。
- 赤穂市事故対策本部の設置及びその組織、活動内容等の具体的な計画を定める。
- 事故による被害の規模が大きく、長期にわたり本格的な対応が必要となる場合は赤穂市災害対策本部体制へ移行する。

■章の構成

第2章 迅速な災害応急活動 体制の確立	第1節 赤穂市事故対策本部の設置 第2節 動員配備 第3節 情報の連絡系統 第4節 通信手段の確保 第5節 被害情報の収集及び報告 第6節 防災関係機関の応援等
---------------------------	---

第1節 赤穂市事故対策本部の設置

担 当	責 任 者	危機管理監、消防長
		各部長
	関係機関	各項目に記載

1 赤穂市事故対策本部の設置

市長は、航空機事故、鉄道事故、自動車事故、危険物等の火災事故や爆発事故、大規模林野火災、海上事故、油等の流出事故、放射性物質の漏洩（運搬中の事故や不法廃棄等を含む。）、県外原子力災害、雑踏事故等の突発重大事故により、相当数の死傷者が出るなど、次の基準に該当する場合、赤穂市事故対策本部を設置する。

なお、事故対策本部の設置を受けて、本部事務局は庁内各部各班との連絡体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者等との連携・協力体制を確立する。

（1）設置・廃止基準

① 設置基準

- ア 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき
- イ 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

② 赤穂市災害対策本部への移行

災害救助法の適用基準に達した場合、又は事故による被害規模が大きく、長期にわたり、かつ本格的な災害対策が必要であると市長が判断した場合には、赤穂市災害対策本部を設置する。

なお、赤穂市災害対策本部が設置された場合は、第3章に準じた災害応急対策を実施する。

③ 廃止基準

- ア 災害の危険が解消したと認めるとき
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき
- ウ 赤穂市災害対策本部が設置されたとき

（2）設置場所

赤穂市事故対策本部の設置場所は、市役所本庁舎3階303会議室とする。

（3）組織及び事務分掌

① 本部長

- ア 本部長には市長が当たる。

なお、市長不在時は、次の順位で代行する。

- 第1 副市長
- 第2 教育長

イ 本部長は赤穂市事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長

ア 副本部長には副市長・教育長が当たる。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 本部員

ア 本部員は、危機管理監、総務部長、市長公室長、建設部長、産業振興部長、消防長、市民病院事務局長の職にある者をもって充てる。

ただし、事故の種類、規模等により、本部長が必要と認める場合は、他の部長の中から本部員を指名することができる。

イ 本部員は、本部長の命を受け赤穂市事故対策本部の事務に従事する。

④ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 教育長	危機管理監、総務部長、市長公室長、建設部長、 産業振興部長、消防長、市民病院事務局長、 本部長が必要と認める部長

ア 本部会議の協議事項

- 本部の動員配備態勢の切替及び廃止に関する事
- 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- 本部長の市民に対する避難指示に関する事
- 災害救助法の適用に関する事
- 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事
- 他の地方公共団体に対する応援要請に関する事
- 災害対策に要する経費の処置方法に関する事
- その他の災害に関する重要な事項

イ 本部会議の開催

- 本部会議は、特別な指示がない限り、市役所本庁舎3階303会議室で開催する。
- 各本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 各本部員は、必要により班長、その他所要の班員を伴って、会議に出席することができる。
- 各本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出る。

ウ 各部連絡員

- 各部の連絡員（部内の総括及び連絡調整担当）は、各部所管の被害状況、応急

対策の実施状況、その他災害対応活動に必要な情報のとりまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する任務に当たる。

- 各部の連絡員は、必要に応じて本部長の命により、所定の場所に常駐する。

エ 決定事項の周知

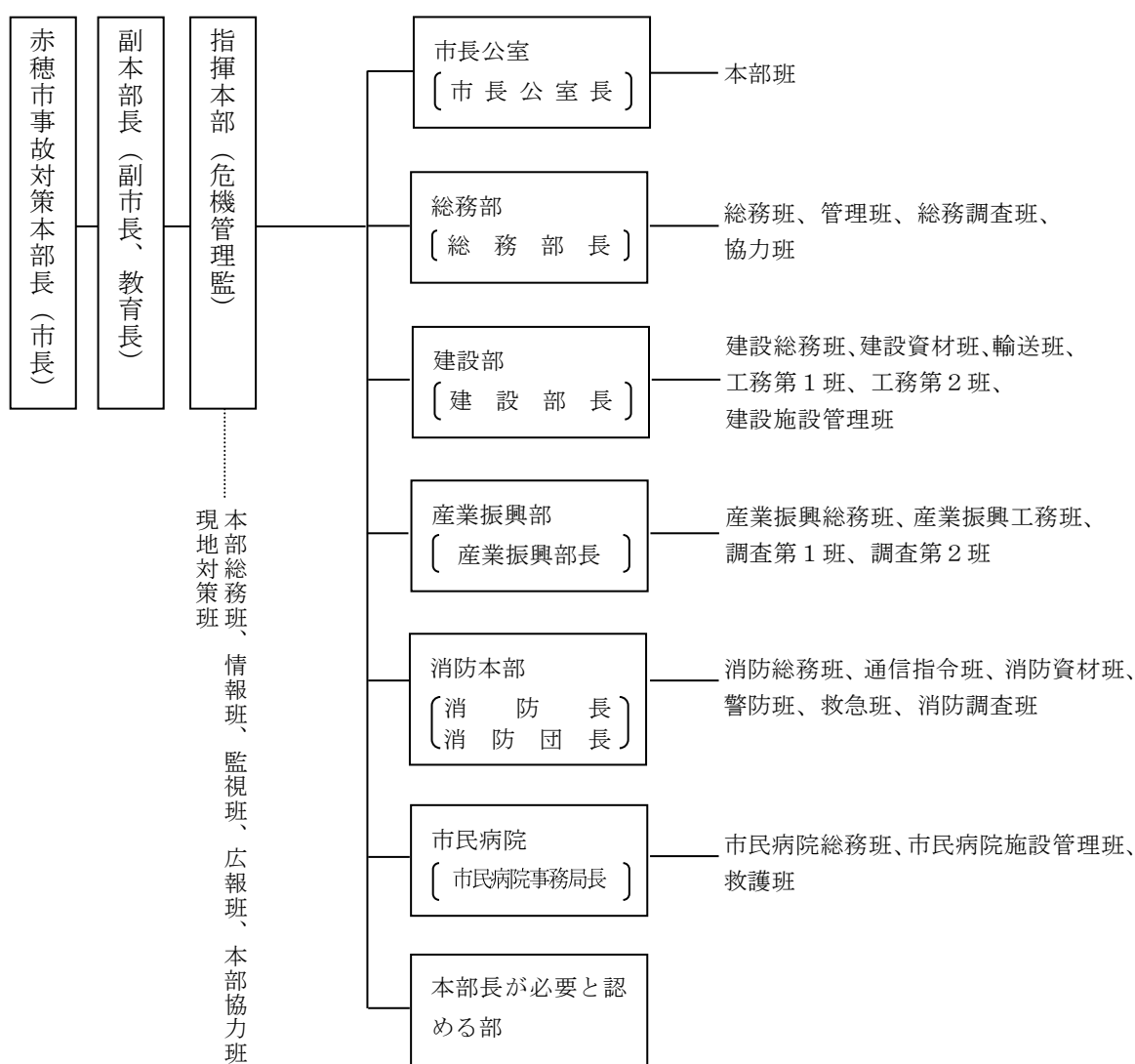
会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が班員に周知を要すると認めたものについては、各本部員は、速やかにその徹底を図る。

⑤ 事務分掌

赤穂市事故対策本部の組織は、原則として、次のとおりとする。

ただし、事故の種類、規模等により、本部長が必要と認める場合には、他の部を配備することができる。

ア 赤穂市事故対策本部組織図



イ 各部の編成及び事務分掌

各部の編成及び事務分掌は、赤穂市災害対策本部設置時に準じる。

なお、災害の状況により、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(参照) 資料編資料集3-2 各部の編成並びに事務分掌 (P資料-91~99)

第2節 動員配備

担 当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	関係機関	各項目に記載

動員基準は事故の状況等を勘案して段階的な計画を図る。

大規模事故等は突発的に発生するが、段階的・波状的に被害が拡大することから、状況に応じ動員を拡大することとし、原則として動員方法は招集とする。

1 職員の配備態勢

災害に対処するため、市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害の状況により、別に示す非常配備態勢のうち必要な態勢をとる。

なお、市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部、又は課（班）に対し、種別の異なる非常配備態勢を指令することができる。

2 動員の方法

（1）勤務時間中における動員

指揮本部本部総務班（危機管理担当課長）の要請により、総務部管理班（人事課長）は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、総務部管理班（人事課長）は課員の使送により、各部の総務班長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた各部の総務班長は、各班に伝達し、各班長は職員及び所管する出先機関に伝達する。

（2）勤務時間外における動員

指揮本部本部総務班（危機管理担当課長）は、「職員招集連絡体制」に基づき、各部の総務班長を通じ、電話連絡により動員の伝達を行う。

（3）動員の報告

赤穂市事故対策本部の総務班長は、出先機関も含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務部管理班（人事課長）に登庁人員数等を報告する。

3 職員の動員配備

赤穂市事故対策本部が設置されたときの動員配備は、次のとおりである。

- ① 赤穂市事故対策本部の本部員は、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
- ② 赤穂市事故対策本部の職員は、速やかに勤務場所又はあらかじめ指示された場所において、災害応急対策に当たる。
- ③ 災害の状況により、所定の場所に参集できない職員は、所属長にその旨を報告するとともに、本庁又は最寄りの公民館・学校に参集し、所定の場所に参集可能となるまでの間、当該施設長又は所属長等の指示に従い、災害応急対策に当たる。

4 職員の服務

職員は、赤穂市事故対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、赤穂市事故対策本部員及び班長等は、これに関わらず、直ちに配備に就く。

- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの本市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。

ただし、赤穂市事故対策本部員及び班長等は、これに関わらず、直ちに配備に赴く。

- ⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等を注視し、これを随時、所属長又は指揮本部本部総務班に連絡する。

この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに指揮本部本部総務班へ報告する。

- ⑥ 災害対応に当たる職員は、自身の安全確保に留意する。

■非常配備態勢一覧

区 分	動員配備の基準	配備内容	備考
第1号 配備態勢	1 大規模な事故等が発生し、被害が火災・災害等即報要領の即報基準に達した場合 2 大規模な事故等が発生し、その状況を勘案して必要があると認められるとき	少数の人員を配備し、主として情報連絡に当たる態勢	市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害応急対策計画に準じて配備態勢を決定する
第2号 配備態勢	1 大規模な事故等が発生し、被害が火災・災害等即報要領の直接即報基準に達した場合 2 災害救助法の適用基準に達するおそれがある場合	所属人員のおおむね5割以内の人員を配備し、防災活動に当たる態勢	

（注）災害発生の場合、配備態勢につかない職員は、勤務時間内外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける態勢を整えておくものとする。

第3節 情報の連絡系統

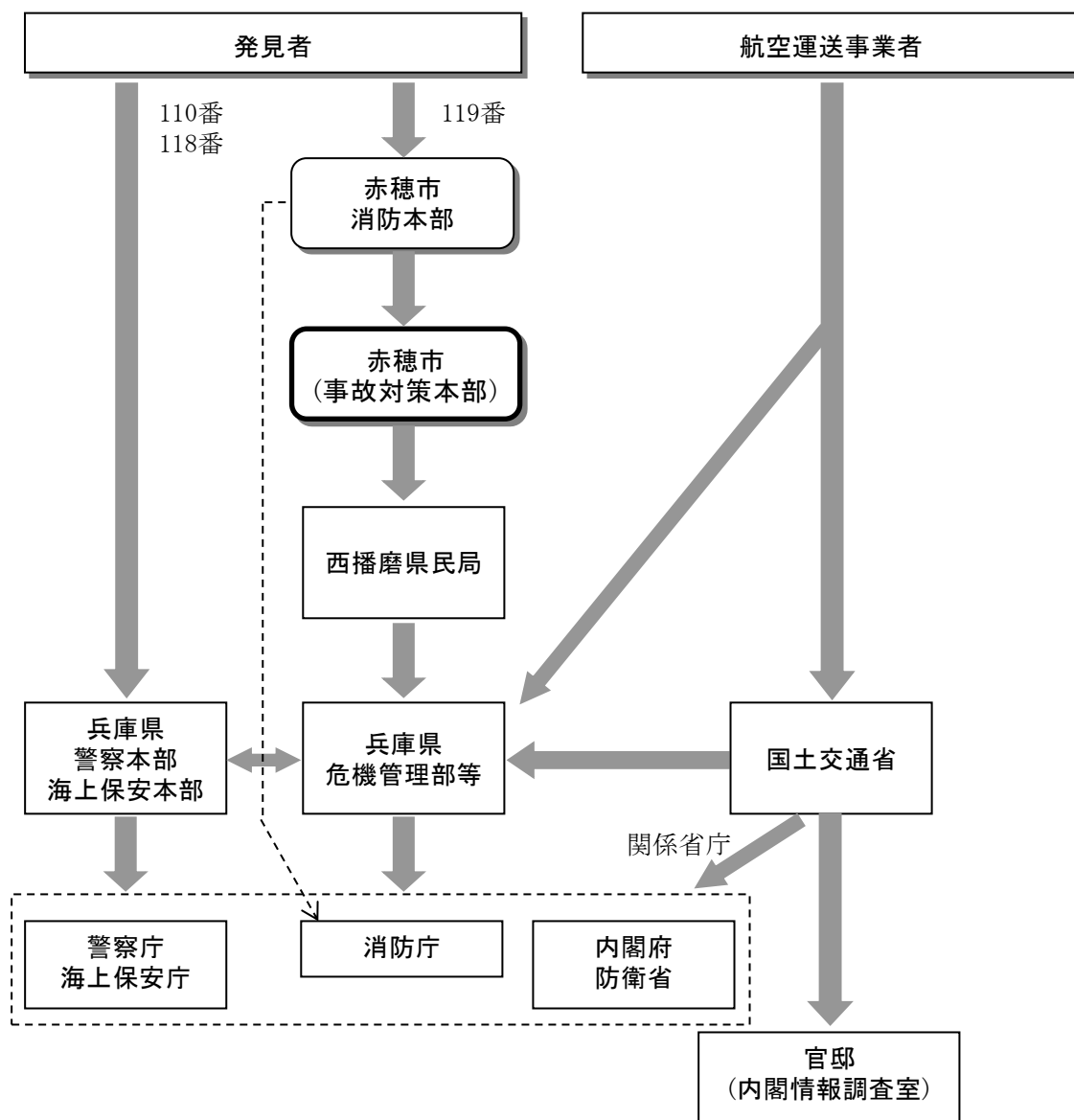
突発的な大規模事故災害の情報は、各種災害事象別に、以下の手順で入手する。

なお、事故災害の状況により、赤穂市事故対策本部が設置された場合、赤穂市事故対策本部は、事故に関する情報、被害情報、応急対策に関する情報、復旧対策に関する情報等を総合的・一元的に管理する。

1 航空災害の連絡系統図

市域において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり。

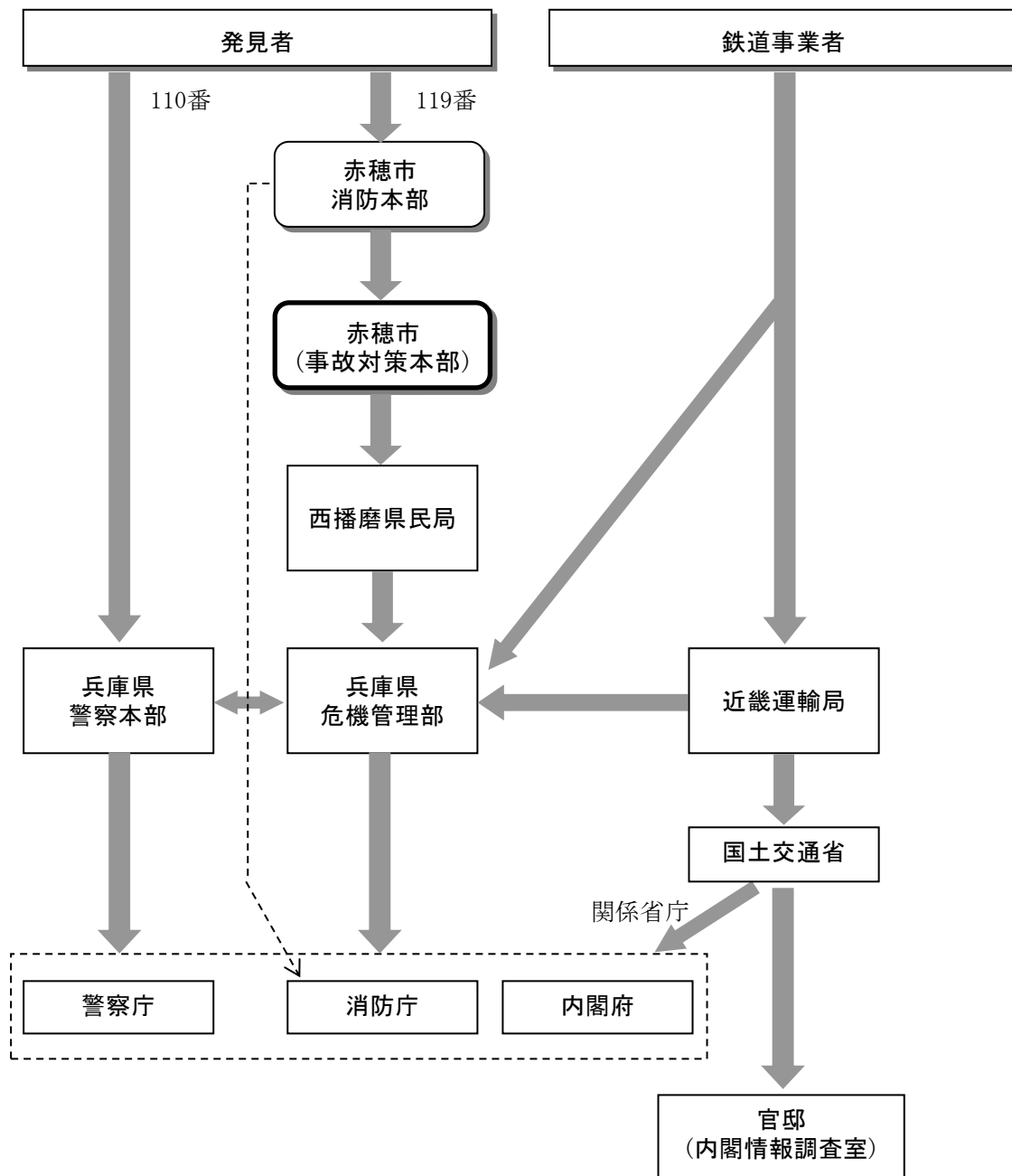
■航空災害の連絡系統



2 鉄道災害の連絡系統図

市域において鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり。

■鉄道災害の連絡系統

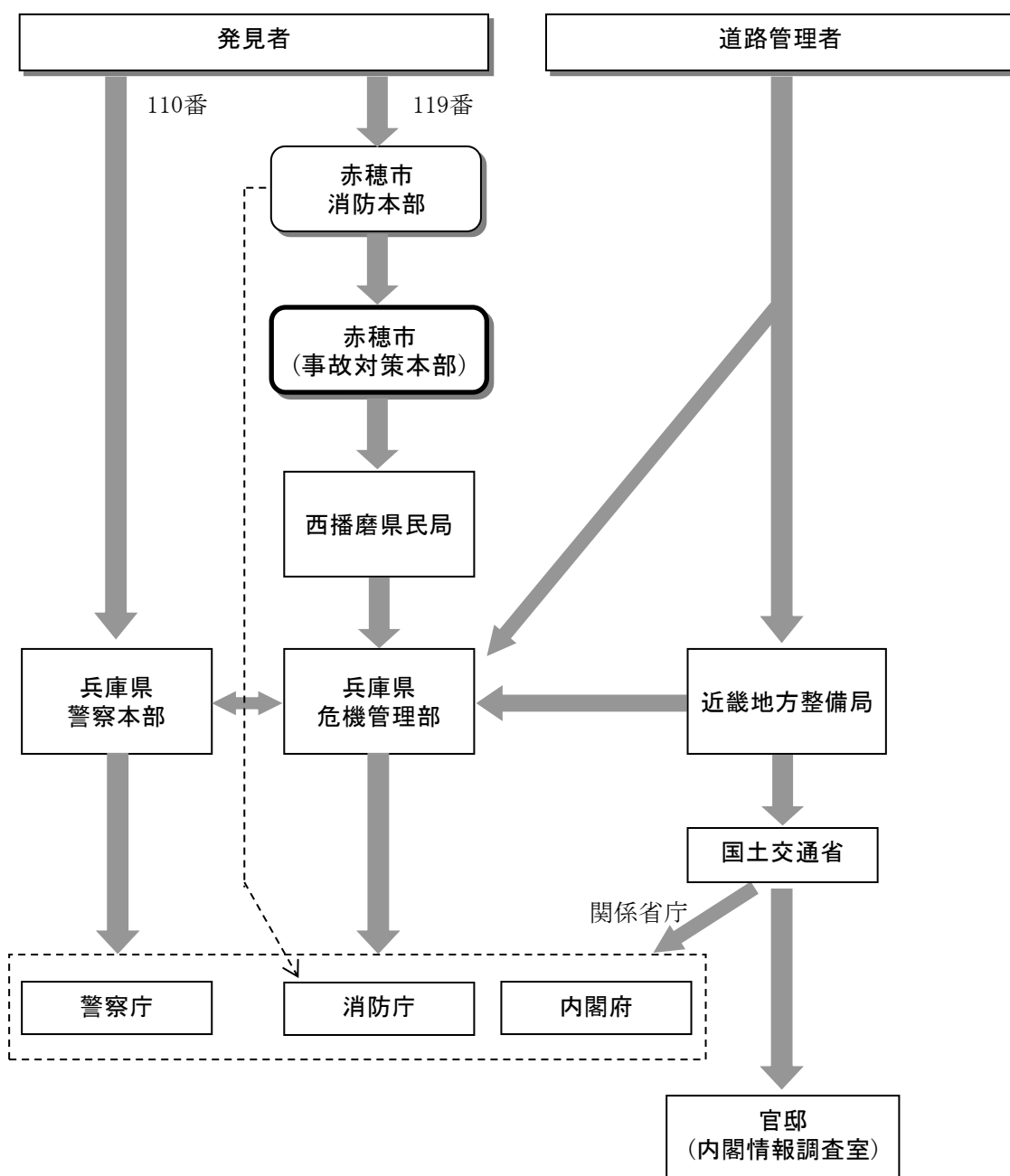


3 道路災害等の連絡系統図

市域において、道路構造物の被災等による災害、歩道上等における雑踏事故等の道路に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり。

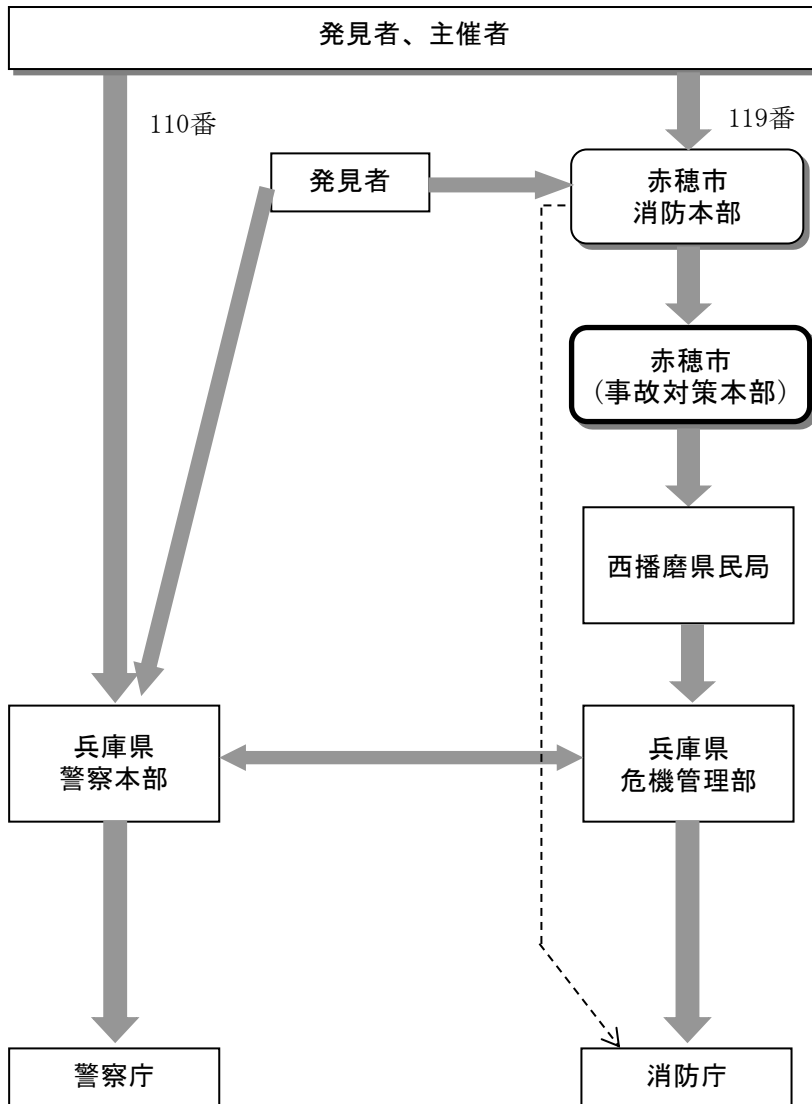
(1) 道路災害の連絡系統

■道路災害の連絡系統



(2) 歩道上等における雑踏事故等の道路に係る災害の連絡系統

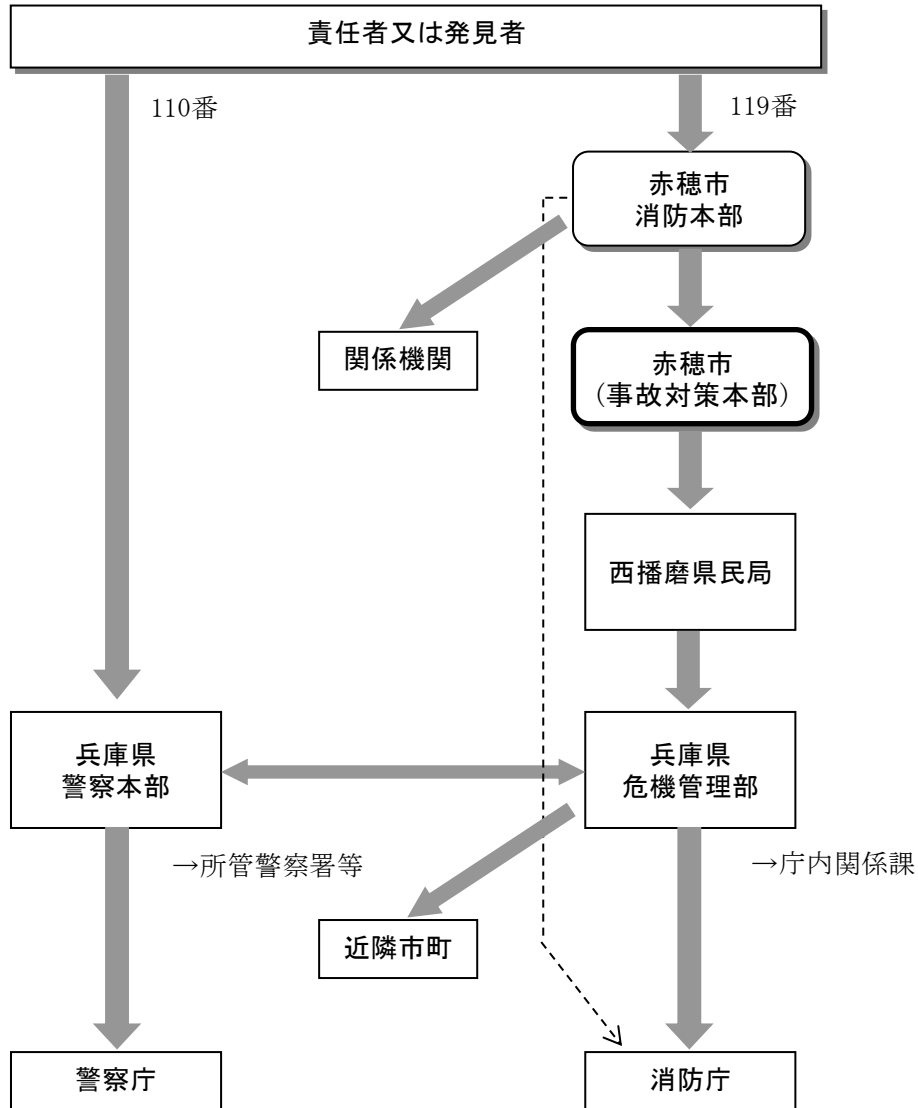
■歩道上における雑踏事故等の連絡系統



4 危険物等災害の連絡系統図

市域において、危険物等の爆発、流出、漏洩等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり。

■危険物等災害の連絡系統

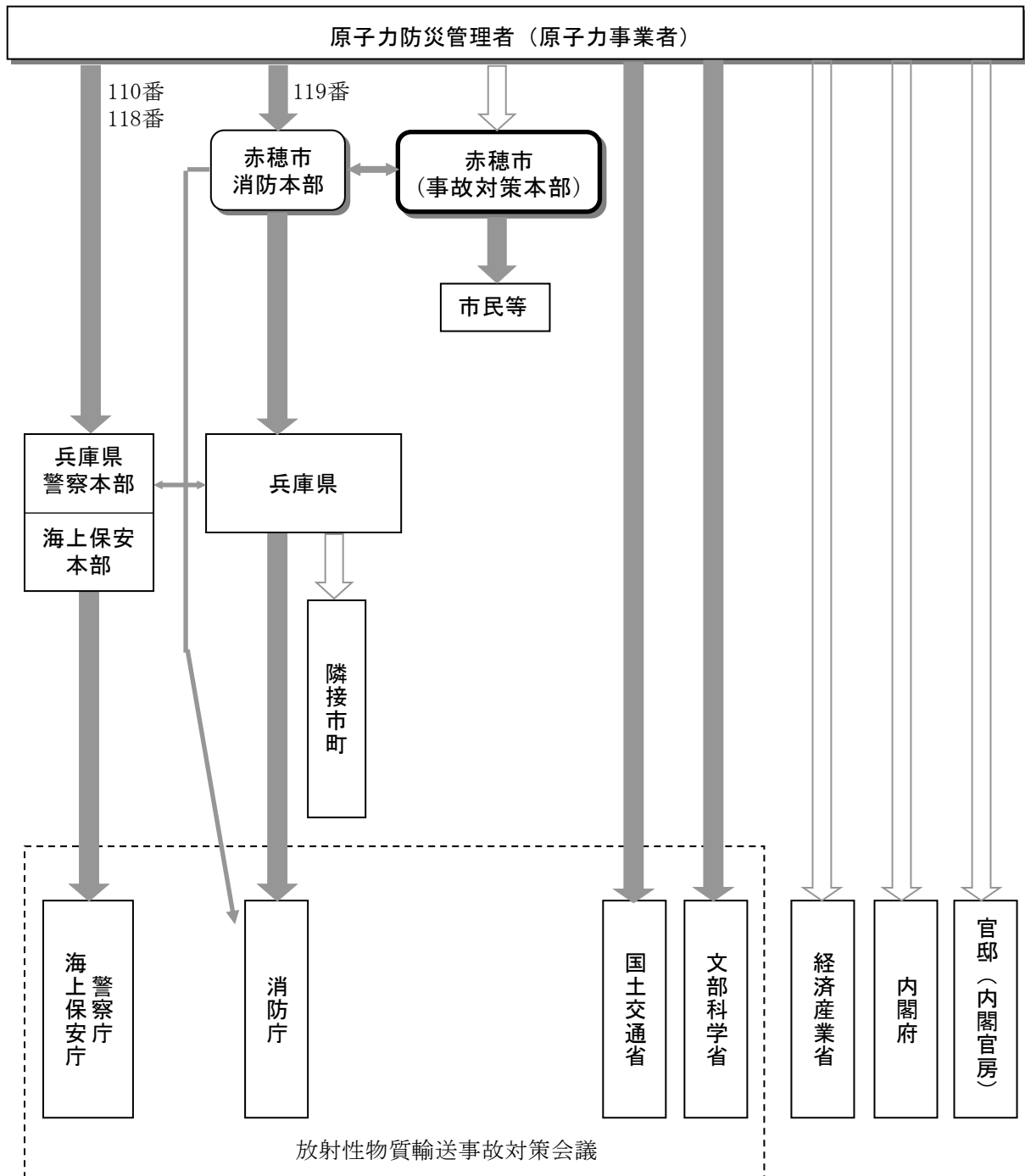


5 原子力等災害の連絡系統図

市域において、事業所外運搬災害や放射性物質不法廃棄事案等の原子力災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり。

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

■核燃料物質等輸送事故の連絡系統

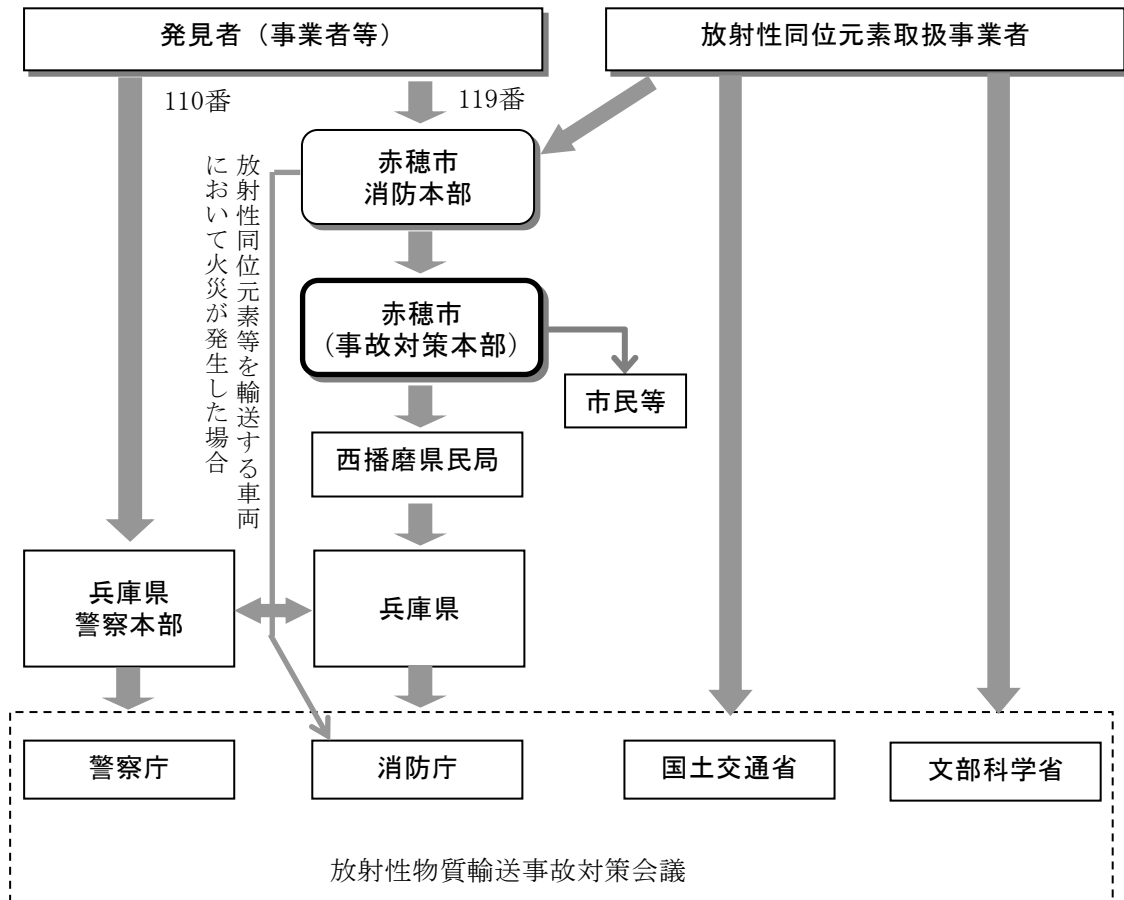


➡ : 特定事象発生時もしくは災害に至らない場合又は災害に至る前段階の情報伝達系統

➡ : 特定事象発生時の情報伝達系統

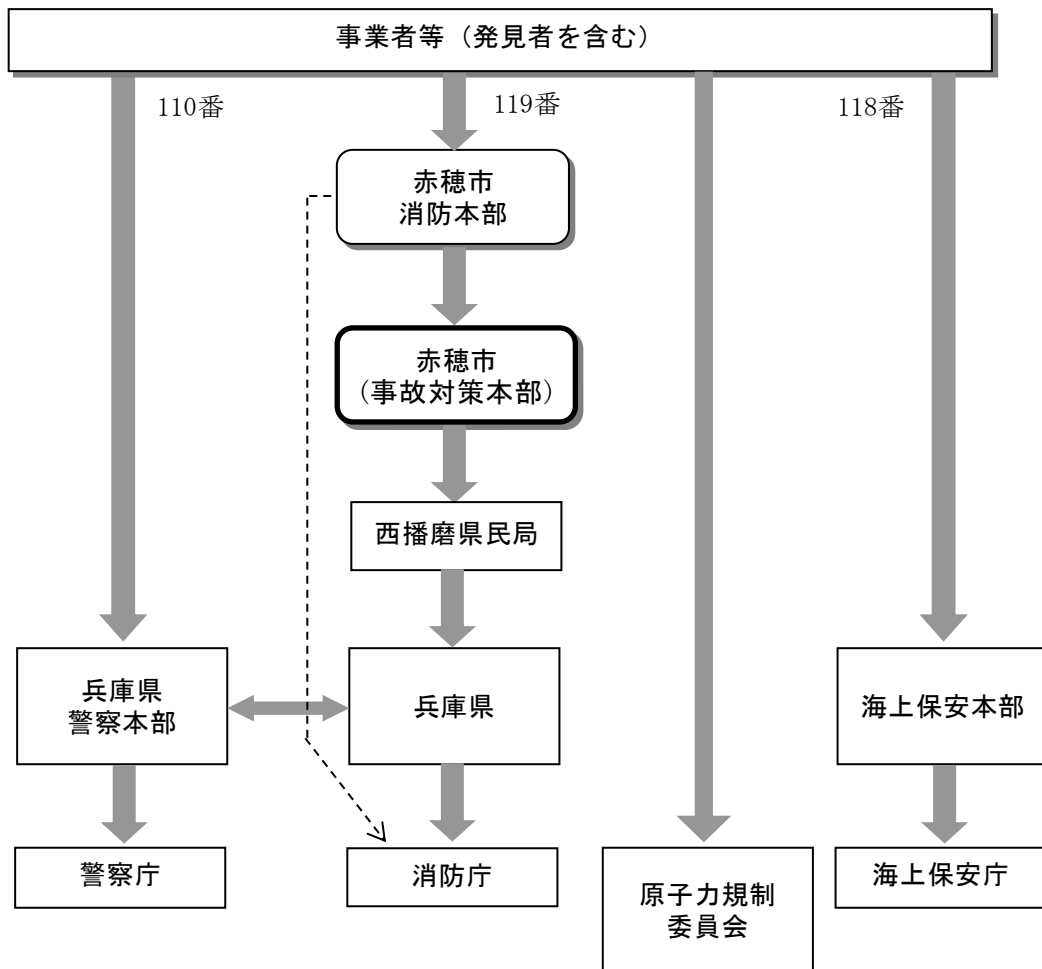
(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

■放射性同位元素等輸送事故の連絡系統



(3) 放射性物質不法廃棄等事案が発生した場合

■放射性物質不法廃棄等事案時の連絡系統



第4節 通信手段の確保

担 当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	班	情報班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 通信手段の確保

(1) 公衆電気通信

① 指定電話

本市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として、指定電話は、「災害時優先電話」を充てる。

(参照) 資料編資料集3-4 災害時優先電話一覧 (P資料-102)

② 連絡責任者

本市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

(2) 連絡員による通信

① 赤穂市の各部

本市の各部長、本部と各部との連絡体制を確保するため、連絡員を赤穂市事故対策本部に派遣する。

なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降、赤穂市事故対策本部長の指揮下に入る。

② 防災関係機関

防災関係機関は、本部との連絡のため、必要に応じ、連絡員を赤穂市事故対策本部に派遣する。

なお、連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

① ファクシミリ等の優先利用

本部・本市各部出先機関・防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則として、ファクシミリによる文書連絡によって行う。

② 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。

③ 警察・消防通信の利用

ア 消防通信

消防署に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が整備されている。

イ 警察有線電話通信網

兵庫県警察本部を起点として、各警察署、各管下交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網を利用する。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

① 兵庫県・隣接市町及び防災関係機関との連絡

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク・衛星電話を利用して行う。
なお、停電に備え非常電源として非常用自家発電機を配置し、常時通信を確保している。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、簡易無線、本部連絡員携帯無線機、伝令の派遣等により行う。

② 赤穂市各部（出先機関）との連絡

本市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、携帯電話、防災行政無線、消防無線、警察無線、簡易無線、伝令の派遣等により行う。

第5節 被害情報の収集及び報告

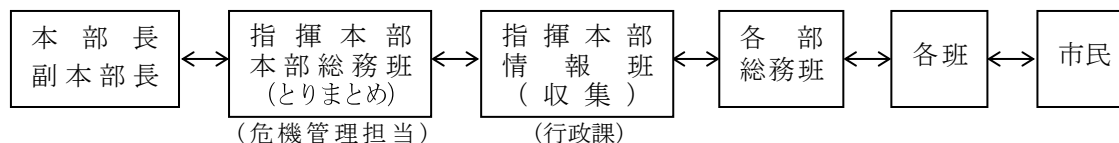
担 当	責 任 者	危機管理監
		各部長
	班	情報班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 兵庫県、赤穂市、警察間の情報活動の緊密化

- ① 情報の収集及び伝達は、兵庫県災害対策本部（兵庫県災害対策西播磨地方本部経由）と赤穂市災害対策本部間のルートの基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。また、被害情報は、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用し、関係省庁等と共有する。
- ② 赤穂市事故対策本部は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し、事故の被害状況を調査し、速やかに情報収集する。
- ③ 情報活動の緊密化のため必要に応じ警察署から警察官が、兵庫県災害対策本部から職員が赤穂市事故対策本部に派遣される。
- ④ 兵庫県災害対策本部に対する要請等は、指揮本部本部総務班においてとりまとめて実施する。
- ⑤ 兵庫県災害対策本部に対する報告は、指揮本部本部総務班においてとりまとめて実施する。
- ⑥ 本市は、消防無線等により、被害状況等の把握に努め、遅滞なく兵庫県及び関係機関に通報する。
- ⑦ 人的被害の数（死者・行方不明者の人数）の把握については、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、兵庫県災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。
なお、人的被害の数は、県が一元的に集約・調整する。
- ⑧ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑨ 必要に応じて、航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間で共有する。

2 赤穂市事故対策本部における災害情報の収集・伝達

(1) 赤穂市事故対策本部における被害状況収集系統図



被害状況の調査は、被害程度の認定基準により、被害状況を取りまとめ、兵庫県災害対策本部で使用する被害状況の様式に従い、各部で作成し、本部事務局に報告する。

(参照) 資料編資料集3-5 被害の認定基準 (P資料-103~106)

(参照) 資料編様式集3-1 被害の報告様式 (P様式-1~5)

(2) 各部における情報収集

■調査(報告)系統

部	調査事項	調査(報告)系統
指揮本部	1 災害対策全般の調整 2 災害全般の情報収集 3 各部被害状況のとりまとめ	指揮本部本部総務班 ← 各部総務班 指揮本部情報班 ← 各部総務班 指揮本部本部総務班 ← 各部総務班
市長公室	本部長の特命事項の調査	
総務部	1 市有財産の被害調査 2 土地家屋の被害調査	総務部管理班 ← 各部総務班 総務部総務調査班 ← 自治会役員、市民等
市民部	環境衛生施設の被害調査	市民部市民総務班 ← 市民施設管理班
健康福祉部	社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査	健康福祉部健康福祉総務班 ← 救援協力班 ← 市立施設 ← 民間施設
建設部	1 土木関係の被害調査 2 公共建物の被害調査 3 建設関係(公営住宅)被害調査 4 公園等の被害調査	建設部建設総務班 ← 工務第1・2班 ← 各部 建設部建設総務班 ← 建設施設管理班 ← 市民 ← 住宅管理人
産業振興部	農林、水産、観光、商工関係の被害調査	産業振興部産業振興総務班 ← 産業振興工務班 ← 調査第1・2班 ← 市民
教育委員会	教育関係の被害調査	教育委員会教育総務班 ← 教育施設管理班 ← 市立各学校 ← 園、所、公民館
上下水道部	上下水道施設の被害調査	上下水道部上下水道総務班 ← 各施設管理人 ← 上下水道工務班、ポンプ場班 ← 市民
市民病院	1 医療施設の被害調査 2 人的被害調査	市民病院市民病院総務班 ← 市民病院 ← 病院 ← 診療所
消防本部	1 災害関係の情報 2 人の被害調査 3 消防施設関係の被害調査	消防本部消防総務班 ← 消防調査班 ← 市民

(3) 画像情報の収集

本市は、原則として、火災・災害等が発生したときは、兵庫県が設置するヘリコプターテレビ電送システム等、又は消防本部が整備しているドローン及びLive 119映像通報システム等を活用して、画像情報の収集に努める。

(4) 被害状況等の集約・整理

指揮本部本部総務班は、各班の被害状況の報告を受けた場合、被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、以下の方法により必要な情報（災害情報、避難状況等）を各職員に伝達する。

① 伝達手段

- ア 庁内放送
- イ 庁内メール
- ウ 赤穂市ホームページ

② 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別する。
- イ 確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。
- ウ 応援要請等に係る情報を整理する。
- エ 情報の空白地帯を把握する。
- オ 被害が軽微な地区、又は被害がない地区を把握する。

3 兵庫県への災害情報の伝達系統

本市は、大規模事故等による災害の発生を覚知したときは、その概況等をフェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークシステム・衛星電話で、別に定める様式により、兵庫県災害対策本部（県災害対策センター内に設置）へ遅滞なく報告する。

なお、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況及びとるべき防止措置並びに応援の必要の有無等について、併せて報告する。

(1) 報告基準

① 火災

ア 交通機関の火災

航空機、列車又は自動車の火災で次に掲げるもの。

- 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- トンネル内の車両火災
- 列車火災

イ その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故で、市民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもので、次に掲げるもの。

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

イ 負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

ウ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）

エ 周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの

オ 500キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

カ 海上、河川への危険物等流出事故

キ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ク その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

③ 救急・救助事故

ア 死者5人以上の救急事故

イ 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30人以上の救急事故

ウ 要救助者が5人以上の救助事故

エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

オ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

（例）列車・航空機・船舶に係る救急・救助事故

● 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

● バスの転落による救急・救助事故

● ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

● 消防防災ヘリコプター、消防自動車等に係る救急・救助事故

● 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

● 全国的に流通している食品の摂取、又は製品の利用による事故で他の地域において同様の事故が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握される救急・救助事故

④ 災害

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 赤穂市災害対策本部を設置したもの

ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの

オ ア～ウに定める災害になるおそれのある災害

(2) 収集すべき情報

① 赤穂市

ア 災害発生直後

- 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 家屋等建物の被害状況
- 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 避難の必要の有無及び避難の状況
- 市民の動向
- 道路、港湾、及び交通機関の被害状況
- 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ その後の段階

- 被害状況
- 避難指示又は警戒区域の設定状況
- 避難所の設置状況
- 避難生活の状況
- 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
- 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- 医療機関の開設状況
- 救護所の設置及び活動状況
- 傷病者の収容状況
- 道路、港湾、及び交通機関の復旧状況

ウ その他法令に定める報告等

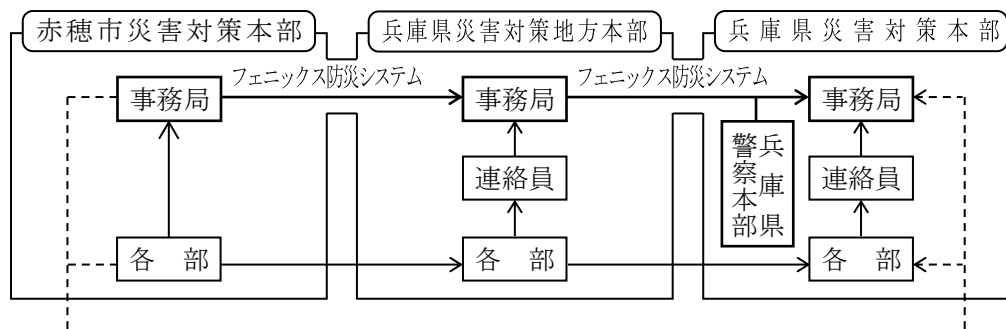
② 防災関係機関

市内の防災関係機関は、その所管する施設等で被害が発生した場合は、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況、応急対策実施状況及び復旧見込みについて、兵庫県及び赤穂市事故対策本部へ遅滞なく報告する。

(3) 災害情報の伝達手段

ア 本市は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムの端末機器（以下「防災端末」という。）に情報を入力する。

イ 兵庫県からの被害状況の把握のため、指定する時間ごとの報告を求められた場合には、関係機関の情報を精査の上、遅滞なく防災端末に入力する。



- (注) 1 緊急を要する場合については、---線の伝達経路によることがある。
2 兵庫県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準じる。

- ① 災害情報報告を行う場合は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。
- ② 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達する。

(4) 報告系統

- ① 本市は、兵庫県に災害情報を報告する。
また、本市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
なお、次の場合は、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
ア 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
イ 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
- ② 兵庫県は、本市から災害情報の報告を受け、それをとりまとめて内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ③ 本市は、通信の不通等により兵庫県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。
ただし、その場合にも、本市は兵庫県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は兵庫県に対して報告する。

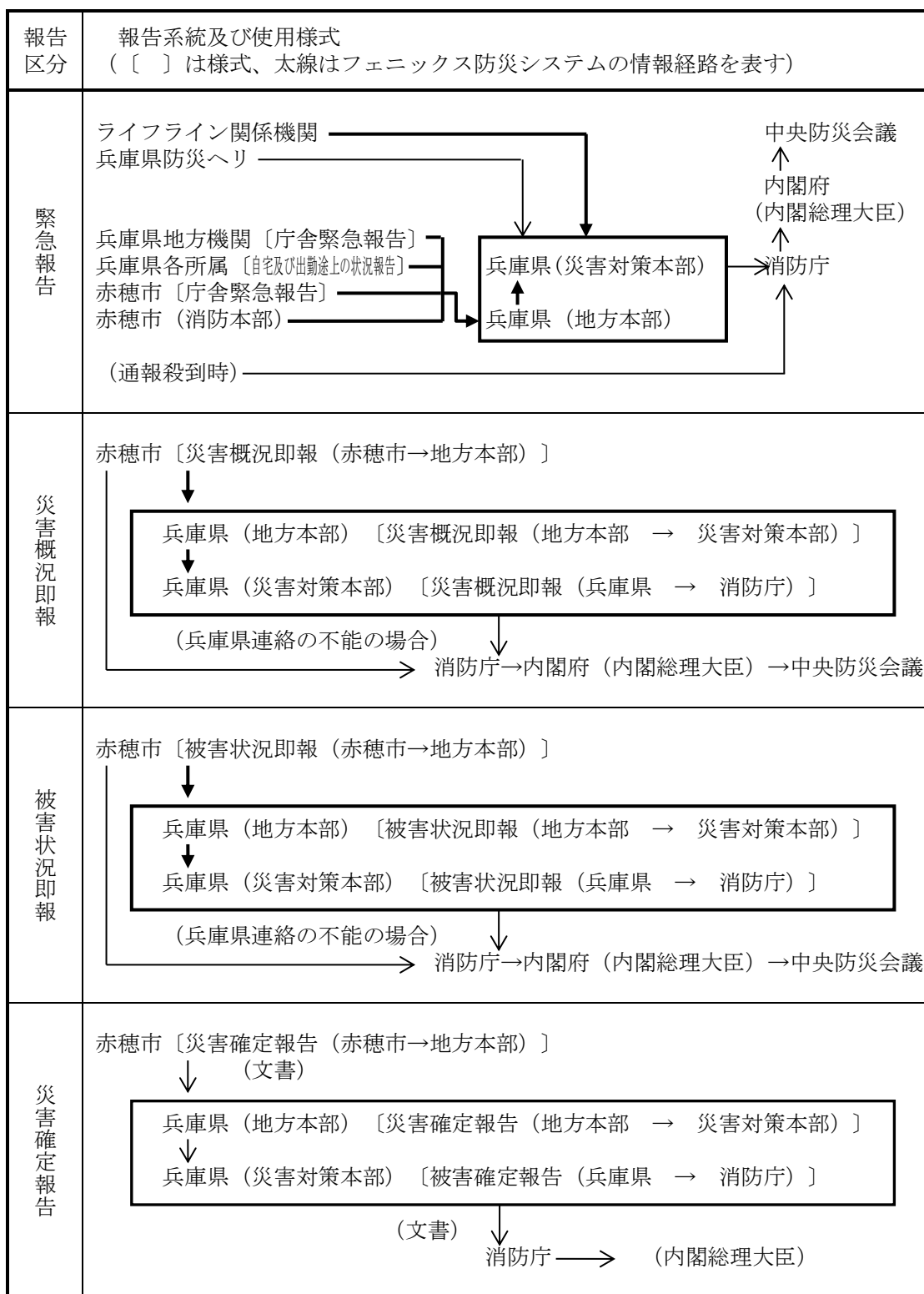
(兵庫県の連絡窓口)

回線別		区 分	勤務時間内	勤務時間外
○災害対策本部設置時 災害対策本部事務局	電話		078-362-9900 (勤務時間内外とも)	
	FAX		078-362-9911・9912 (勤務時間内外とも)	
○災害対策本部未設置時 災害対策課 (災害対策班)	電話	078-362-9330	078-362-9900	
	FAX	078-362-9911・9912	078-362-9911・9912	
○西播磨県民局 災害対策西播磨地方本部	電話	0791-58-2100	0791-58-2112	
	FAX	0791-58-2328	0791-58-2328	

(消防庁の連絡窓口)

回線別		区 分	勤務時間内 (平日 8:30~18:15) ※応急対策室	勤務時間外 ※宿直室
N T T回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		9-90-49013	9-90-49102
	FAX		9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX		87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

<報告系統>



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準じる。
2 赤穂市は、兵庫県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接兵庫県（災害対策本部）に報告する。
3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

(5) 報告の種類

① 緊急報告

ア 本市は、庁舎周辺の状況を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に原則、フェニックス防災端末で報告する。

ただし、これによりがたい場合は、衛星電話、ファクシミリ等で報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

イ 本市は、直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、第一報を兵庫県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ウ 本市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、兵庫県を経由することなく直接報告し、その旨兵庫県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的で被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

② 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

本市は、報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

③ 被害状況即報

本市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

④ 災害確定報告

本市は、応急措置完了後、速やかに兵庫県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号（令和5年5月消防応第55号にて一部改正））及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号（令和7年4月消防応第44号にて一部改正））により行う。

(6) 各部から兵庫県への報告事項及び系統

本市の各部から兵庫県への報告事項及び系統については、次に示すとおりである。

■報告事項と系統

報告事項	報告系統
赤穂市の被害状況	赤穂市 → 西播磨地方本部事務局
地方税減収状況	赤穂市 → 兵庫県対策本部事務局
1 人、住家等被害調査 2 火災による被害調査	赤穂市 → 西播磨地方本部事務局
社会福祉施設等の被害調査	赤穂市 → 龍野健康福祉事務所
医療施設の被害調査	赤穂市 → 地域保健医療情報センター (龍野健康福祉事務所) 赤穂健康福祉事務所
企業関係被害調査	赤穂市 → 西播磨県民局県民躍動室
農地、農業用施設、農地海岸の被害調査	赤穂市 → 光都農林振興事務所 光都土地改良センター
漁港関係施設の被害調査	赤穂市 → 姫路農林水産振興事務所
林地荒廃防止施設の被害調査	赤穂市 → 光都農林振興事務所
公共土木施設の被害調査 (河川、 海岸、砂防、道路、橋梁、港湾)	赤穂市 → 光都土木事務所
都市計画施設の被害調査	赤穂市 → 光都土木事務所
1 公営住宅の被害調査	赤穂市 → 兵庫県まちづくり部公営住宅 整備課
2 その他建設関係の被害調査	赤穂市 → 光都土木事務所
水防関係の情報	赤穂市 → 光都土木事務所 光都土地改良センター
教育施設の被害調査 文化財の被害調査	赤穂市教育委員会 → 播磨西教育事務所
水道施設に関する情報	赤穂市 → 赤穂健康福祉事務所
下水道施設に関する情報	赤穂市 → 兵庫県土木部上下水道課

(7) フェニックス防災システムによる災害情報の報告

本市は、災害の状況及び対応措置に関する情報をフェニックス防災システムにより、兵庫県災害対策課（兵庫県災害対策本部）へ報告する。

① 災害速報

災害情報を把握（市民からの通報、パトロールでの覚知等）した機関は、速やかにフェニックス防災システムの災害速報に入力する。

当該機関は、本市への連絡に努めるとともに、本市は、フェニックス防災システムをモニターし、市域の災害情報の一元的な把握に努める。

個別事案や小規模な災害等については、災害速報への入力を制限しないが、それ以外については、報告要領により情報の優先順位を考慮する。

② 災害総括

一定時間の経過（兵庫県下の数カ所で被害の発生を確認し、今後、拡大が予想される段階になったとき）後、兵庫県災害対策課から西播磨県民局を通じ、市域の被害状況等を取りまとめ、指定する時間までにフェニックス防災システムの災害総括で報告するよう求められた場合、本市は、指定された時間までに災害総括を入力する。

（以後、原則として、おおむね3～4時間ごとに災害総括の報告を求められることがある。）

災害総括は、本市に一元化された市域の災害情報の総括表である。

他の機関は検索により、情報を共有化し、情報に誤り・漏れ等があることを確認した場合には、本市に連絡する。

災害総括の情報の誤り・漏れ等の修正については、原則として、本市の次回の災害総括の際に修正する。（ただし、災害対策上重大な影響を及ぼす誤り（例：死者数と負傷者数を誤って記載した）については、次回の災害総括の前に修正する必要があるため、その都度、兵庫県災害対策課と協議する。）

<参考>フェニックス防災システム災害速報と災害総括の比較

種 類	災害速報	災害総括
入力機関	最初に当該事案の発生を把握（覚知）したフェニックス防災システム設置機関	原則として、赤穂市のみ
入力時期	把握（覚知）の都度（直後）随時	兵庫県災害対策課が指定した時間内
入力内容	当該事案の概要等	市域の災害の状況（とりまとめ）
他機関への別手段での連絡の有無	赤穂市及び対策を必要とする場合には関係する機関に別途、連絡（電話等）する。	なし

4 被災者支援のための情報の収集・活用

（1）市民からの問合せに対する回答

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用を図るため、本市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。この場合において、本市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集を行う。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(2) 被災者台帳の作成

本市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を汎用Webシステムである「被災者支援システム」を活用し、一元的に集約した被災者台帳を作成するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する。

兵庫県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、本市からの要請に基づき、被災者に関する情報を提供する。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 世帯の構成
- ・ 罹災証明書の交付の状況
- ・ 市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 罹災証明書の交付

本市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査体制や、罹災証明書の交付体制を確立することにより、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(4) 安否不明者等の氏名等の公表

兵庫県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

本市は、県が公表する安否不明者等の氏名等について、速やかに県に情報提供するよう努める。

第6節 防災関係機関の応援等

担 当	責 任 者	危機管理監、消防長
		総務部長
	班	本部総務班、消防総務班
	関係機関	各項目に記載

1 兵庫県に対する応援要請

市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に、次の事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、車両、装備、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

2 他の市町村に対する応援要請

市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援要請を行う。

他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。

なお、他の規定により定めのある場合はこの限りではない。

- ① 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（兵庫県、県下市町）
(参照) 資料編資料集3-6 (P資料-107～108)
- ② 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定（西播磨市町長会）
(参照) 資料編資料集3-7 (P資料-109～110)
- ③ 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定
(義士サミット)
(参照) 資料編資料集3-8 (P資料-111～112)
- ④ 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
(兵庫県自治体病院開設者協議会)
(参照) 資料編資料集3-9 (P資料-113～114)
- ⑤ 兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定
(兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会)
(参照) 資料編資料集3-10 (P資料-115～116)

- ⑥ 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
(兵庫県、県下市町、公益社団法人日本水道協会兵庫県支部ほか)
(参照) 資料編資料集3-11 (P資料-117~119)
- ⑦ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定(兵庫県、県下市町、関係事務組合)
(参照) 資料編資料集3-12 (P資料-120~122)
- ⑧ 兵庫県広域消防相互応援協定(県下市町、関係事務組合)
(参照) 資料編資料集3-13 (P資料-123~125)
- ⑨ 播磨広域防災連携協定(播磨地域関係市町)
(参照) 資料編資料集3-14 (P資料-127~128)
- ⑩ 災害時等の応援に関する申し合わせ(国土交通省近畿地方整備局)
(参照) 資料編資料集3-17 (P資料-136~137)

3 他市町からの応援要請

(1) 応援要請

他団体からの応援を求められた場合には、市長は、副市長、教育長及び危機管理監の意見を聞き、職員の派遣及び物資等の提供を決定する。

(2) 応急応援

市長は、本市の区域に隣接する地域及びその周辺部で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず応援する。

(3) 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

本市は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣する。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際し必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣を要請するときは、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請する。

(1) 災害派遣要請基準

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市の職員等の動員だけでは不可能又は困難で、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣の要請を行う。

(2) 災害派遣要請要領

- ① 自衛隊の応援を必要とする部の長は、速やかに市長(赤穂市災害対策本部長)へ報告する。
- ② 前記①の連絡を受けた市長(赤穂市災害対策本部長)は、自衛隊の派遣要請を求める必要があると認める場合、西播磨県民局長及び警察署長等と十分連絡をとり、知事に対して、次の事項を明らかにして自衛隊の派遣要請を求める。

(3) 任務分担

本市は、派遣要請を行った場合には、次の任務を分担する。

- ① 作業実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ ヘリポートの確保

(4) 自衛隊の自主派遣

- ① 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣することができる。

なお、この場合、指定部隊等の長は、できるだけ早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- ② 指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、市長から災害に関する通知、赤穂警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。
 - ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - エ その他上記に準じて特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。
- ③ 大規模な災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

(5) 派遣部隊の任務及び業務

派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、知事及び市長、警察、消防機関、その他国又は地方公共団体と緊密に連絡し、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援等に当たる。

(6) 災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、又はその任務が終わったときは、災害派遣要請の方法に準じて、知事に報告する。

5 各機関の応急対応の概要

各機関は、事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。また、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害の発生のおそれがあると判断したときは、市へ第一報を伝達する。

(1) 航空機災害の場合

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 鉄道災害の場合

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 道路災害等の場合

① 災害発生後の施設の緊急点検

道路管理者は、災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

② 災害対策用資機材、復旧資機材の確保

道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるように措置する。また、必要に応じて、関係業界団体に対して、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

③ 災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路管理者は、道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期かつ計画的に施工する。また、車両からの危険物の流出が認められた時には関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(4) 危険物等災害の場合

関係事業者は発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講じるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を実施する。

(5) 原子力等災害の場合

① 事業所外運搬災害等の場合

ア 核燃料物質等の運搬の場合

関係事業者（原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者）は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入り制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮

蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

イ 放射性同位元素等の運搬の場合

放射性同位元素取扱事業者等は、事業所外運搬等の事故により、放射性障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急の措置を講じる。

② 不法廃棄等事案の場合

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、県警察本部に通報する。

また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるとは判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、消防本部、兵庫県警察本部のいずれかとする。

災害に際し必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣を要請するときは、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請する。

6 公共的団体等との協定

（参照）資料編資料集3-15 公共的団体等との協定（P資料-129）

7 民間企業、団体等との協定

（参照）資料編資料集3-16 民間企業、団体等との協定（P資料-130～135）

8 応援隊等の受入体制

応援隊の派遣を要請した場合の受入体制は、個々の協定、計画等によるが、特別の定めのない場合は、次のとおりとする。

（1）応援の受入れ

本市は、他の自治体からの応援を要請した場合、その応援隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部班へ速やかに連絡する。

また、警察・消防・自衛隊に対しては、部隊の展開場所や宿営等のための拠点となる場所を確保する。

（2）宿泊施設の確保

公共施設及び民間の宿泊施設の確保に努める。

（3）受援体制

大規模災害の発生により、人的又は物的資源が不足する等、市災害対策本部長が必要と認めた場合において、赤穂市災害時受援計画に基づき、応援要請など受援体制を整える行動を開始する。

① 受援本部班

受援本部班内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置する。

受援統括係は、行政機関・自衛隊等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。

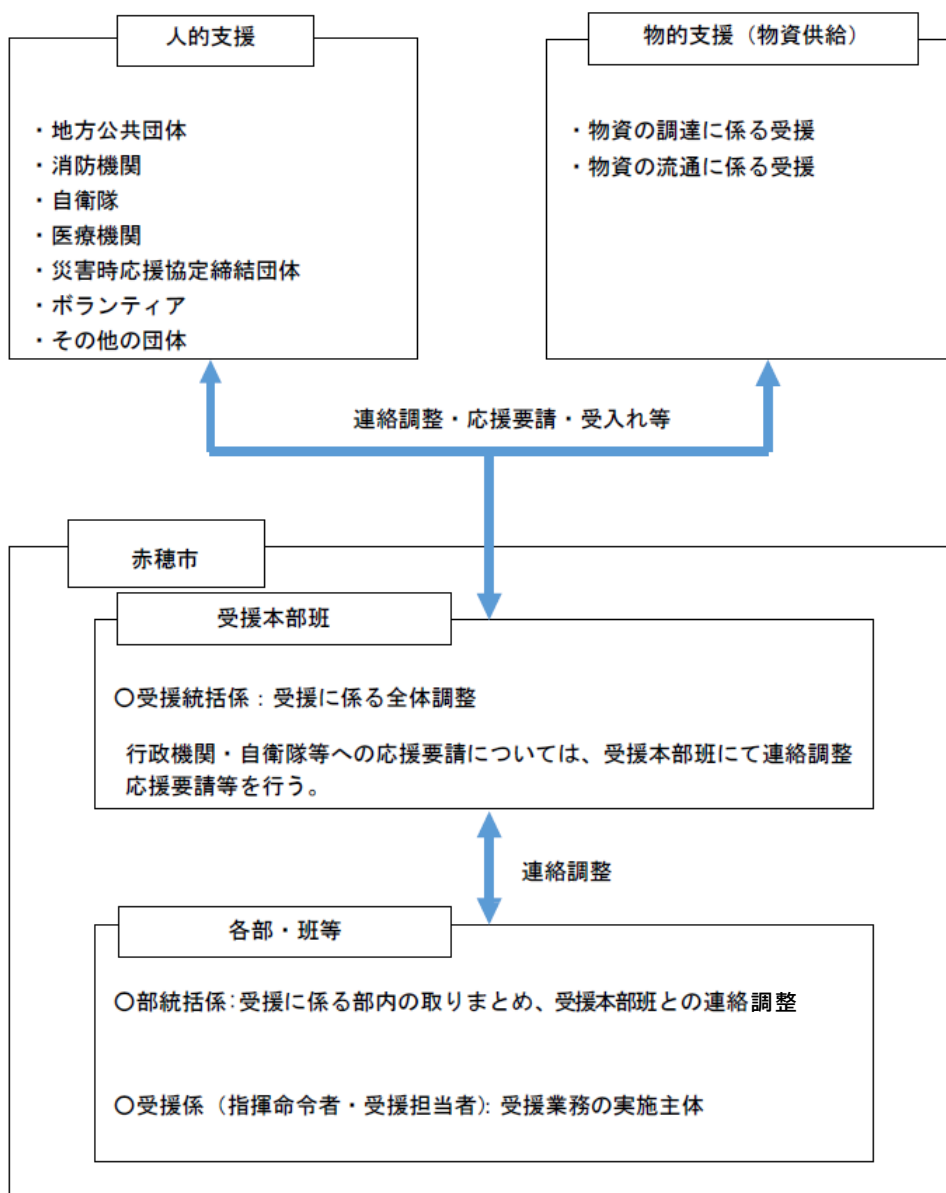
② 応援の受入部

応援を受け入れる各部内に「部統括係」と「受援係」を設置し、受援係に指揮命令者及び受援担当者を置く。

③ 受援体制の概要

受援体制の概要は次図のとおりである。

なお、本市における応援隊の派遣を要請した場合の受入体制等の詳細は「赤穂市災害時受援計画」による。



第3章 円滑な災害応急活動の展開

- 被災地の市民の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保する。
- 災害発生後、被災者、被災地に対し、救助・救急・医療・水防・消火活動を迅速に行う。
- 緊急輸送のための交通を確保し、緊急輸送活動を円滑に進める。
- 災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容する。
- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

■章の構成

第3章 円滑な災害応急活動の展開	第1節 救急・救助活動の実施
	第2節 救急医療活動の実施
	第3節 消火活動の実施
	第4節 避難対策の実施
	第5節 交通・輸送対策の実施
	第6節 災害広報・広聴
	第7節 遺体の収容、処置
	第8節 危険物等への対応
	第9節 海上火災・油流出等事故の応急対策

第1節 救急・救助活動の実施

担 当	責 任 者	消防長
		消防団長
	班	消防本部各班
	関係機関	赤穂警察署、日赤兵庫県支部、赤穂市医師会

1 救急・救助活動の方針

救急・救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。

ただし、災害の発生状況等により消防隊を救急・救助活動に投入できると判断される場合は、消防隊からの増強を図る。

2 救急隊の運用

収容先となる医療機関の情報把握と連携を図り、救急隊の効果的な運用を図る。

また、救急隊には、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。

さらには、消防隊で救急予備車隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

3 救助隊の運用

救助隊は、原則として、消防本部で把握した市域全般の被害状況に基づき運用する。

4 人命救助活動の実施

(1) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者にはできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上救急・救助活動を実施する。

(2) 救助用資機材の調達

救出のために必要となる特殊な機材については、あらかじめ協力体制を締結している業者等に応援を求め調達する。

(3) 兵庫県への応援要請

山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合等、救出活動が困難な場合は、兵庫県に可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

5 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救助活動を行うとともに、救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- ① 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- ② 救助用資機材を活用した組織的救助活動の実施
- ③ 警察署、消防本部等への連絡

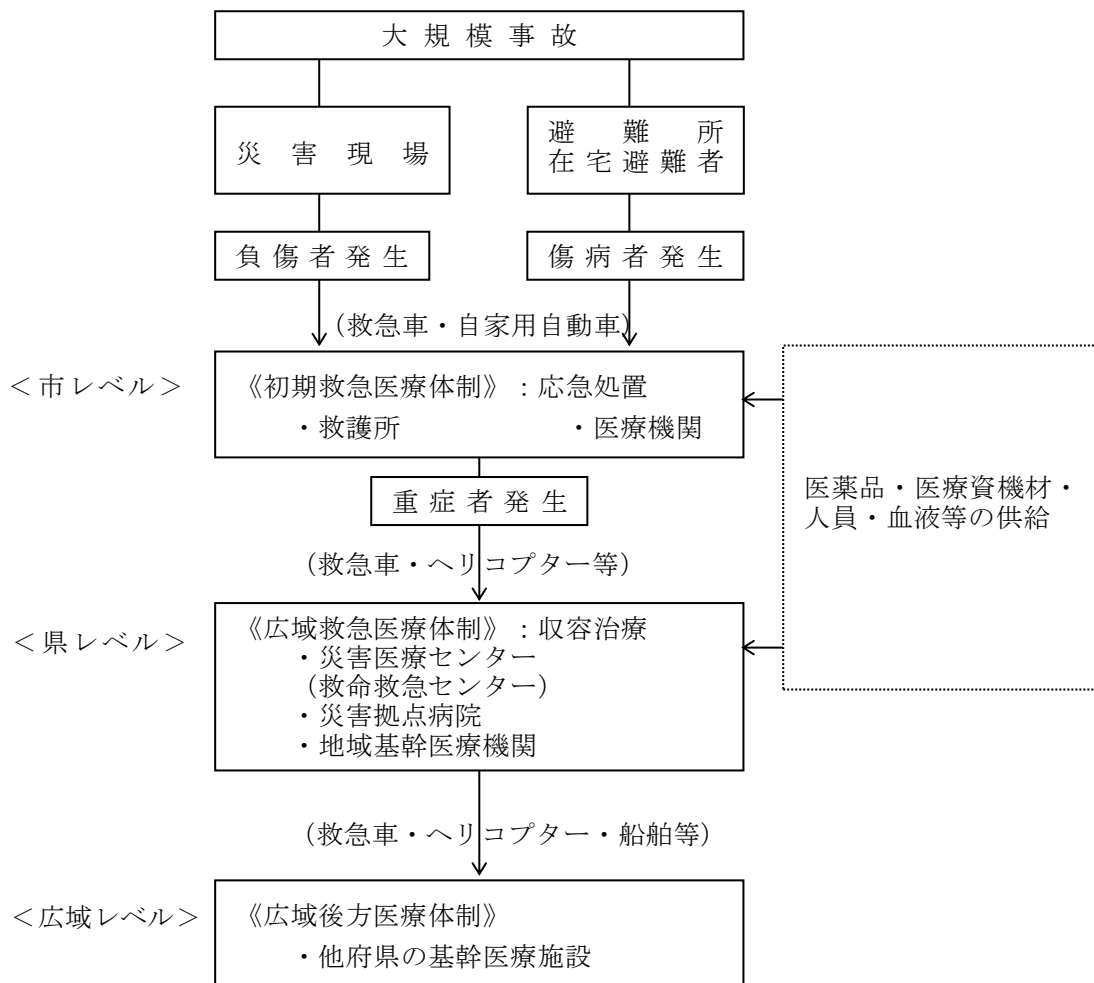
第2節 救急医療活動の実施

担 当	責 任 者	市民病院事務局長
		総務部長、消防長、健康福祉部長
	班	市民病院総務班、救護班、救急班、救援協力班
	関係機関	日赤兵庫県支部、兵庫県医師会、赤穂市医師会、 相生・赤穂市郡歯科医師会、赤相薬剤師会

1 災害時救急医療体制

- ① 災害発生後、事故の現場から負傷者が発生し、また、避難所や在宅避難者から傷病者が発生する。
- ② 負傷者等は、救急隊が災害現場等でトリアージ（傷病程度の振り分け）、応急手当を実施し、重症者から災害拠点病院等へ搬送する。
また、多くの軽症者は、避難所等に開設される救護所及び診療可能な最寄りの医療機関で医療処置を受ける。
ただし、大規模災害時は、上記救護所が開設されるまで、救護班等は、救急隊員と協同して被災地等の公共施設に仮救護所を開設し、応急手当を行う。
- ③ 救護所や救護医療機関で重症と判断された患者については、西播磨圏域災害救急医療マニュアルに定める高度医療が可能な救命救急センターや地域基幹医療機関へ救急車やヘリコプター等で搬送し、収容治療を行う。
- ④ 広域救急医療機関では対処できない場合、他府県の基幹医療機関等へ救急車、ヘリコプター、船舶等により患者を搬送する。
- ⑤ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して、適宜助言及び支援を行う。
- ⑥ 本市は、必要に応じて、兵庫県に対し、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の応援派遣要請を依頼する。

■災害時救急医療体制



2 初期医療体制

- ① 初期救急医療は、原則として、避難所等に開設される救護所で、救護班による応急措置を受ける。
- ② 災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき、知事が行う。
ただし、知事から市長が行うこととされた場合は、市長が実施する。
その他については、知事に対して、兵庫県救護班等の派遣を要請する。
- ③ 災害救助法が適用されない小規模な災害や、知事に派遣を要請した兵庫県救護班等が現地に到着するまでは、赤穂市医師会、市民病院等の医療関係者で救護班を編成して医療行為に当たる。
- ④ 災害の規模や患者の発生状況によって、赤穂市医師会等の協力を得て医療機関に応援を要請する。
- ⑤ 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩し、災害のため助産のサービスを受けられなくなった者に対して行う。
応急措置は、兵庫県救護班によるもののほか、一般の医療機関において行う。

3 救護所の設置

- ① 本市は、次の場合、救護所を設置する。
 - ア 市民病院等が被災し、その機能が低下又は停止したため、市民病院等では対応し切れない場合
 - イ 傷病者が多数で、市民病院等だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 地域の歯科診療所が被災し、歯科診療を行うことができない場合は、相生・赤穂市郡歯科医師会と連携し、歯科救護活動を行うため、歯科救護所を設置する。
- ③ 救護所は、次の場所に設置する。
 - ア 公民館
 - イ 小学校・中学校
 - ウ 被災現場付近
 - エ その他の場所に設置する必要があるときは、以下の条件を満たす場所に設置する。
 - 救護所の存在が周囲から判別できること（公民館等のランドマークとなりえる建物等に設けること）
 - 交通の利便の良い場所であり、傷病者の収容・後送に便利であること
 - 傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療救護活動が可能となる適当な面積を確保できる場所であること
 - 水、電気、ガス等の確保や汚物の処理等に便利であること

4 災害拠点病院（市民病院、中央病院）の活動

（1）災害が他の災害医療圏域で発生した場合

- ① 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行う。
- ② 広域災害・救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じる。

（2）災害が自らの災害医療圏域で発生した場合

- ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たる。
- ② 災害拠点病院の救急科長、救急部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転院が適当と判断された患者の搬送について、消防本部（署）へ要請する。
- ③ 災害医療コーディネーターは、災害救急医療情報システム等を活用し、圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、地域保健医療情報センター（龍野健康福祉事務所）に対し、患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

(3) 救護班の派遣

市民病院は、災害の初期において、状況により自らの判断において救護班を派遣することができる。

5 医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

- ① 赤穂健康福祉事務所は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行う。
- ② 赤穂健康福祉事務所は、本市の被災状況や要望に基づき、医療マンパワーの配置等を決定し、指示する。

(2) 災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）

被災地に入った災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）は、赤穂健康福祉事務所に指示された場所において、赤穂市事故対策本部の指揮の下に活動を行う。

(3) その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、赤穂市事故対策本部の指揮の下に活動を行う。

6 患者搬送体制

- ① 本市は、消防本部と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- ② 本市は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう、兵庫県、神戸市消防局、自衛隊、姫路海上保安部、災害医療・加古川医療センター・はりま姫路総合医療センター等に協力を要請する。
- ③ 本市からのヘリコプターによる患者搬送は、被災地外から同乗できる医師の確保に努める。

7 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後72時間	輸液、包帯、消炎鎮痛薬、殺菌消毒薬 等
急性疾患用	72時間以降	風邪薬、うがい薬、整腸薬、抗不安薬 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病治療薬、降圧薬等への対応

※本市は、特に、発災後72時間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 医薬品・医療資機材の調達

救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、医薬品卸売業者へ医薬品等の調達を要請するなど、流通備蓄の方法をとる。

また、本市で調達が困難な場合は、兵庫県、他自治体や厚生労働省に協力を要請する。

(3) 搬送、供給方法

① 本市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送道路を活用する。

② 販売業者は、市域の集積基地まで搬送する。

本市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

③ 本市は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、赤相薬剤師会等の協力を要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

① 本市は、医療機関への上水の優先的な供給について、上下水道部と調整を行う。

② 本市は、兵庫県と連携を図りながら、一般社団法人兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。

③ 本市は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。

④ 本市は、兵庫県と連携を図りながら、ライフライン関係事業者に対し、医療機関ライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

9 特殊な治療活動等への対応

(1) 多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷等への対応

① 多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、後方医療機関、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

② 広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて、兵庫県ドクターヘリ又は兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う等、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

③ 医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるかと判断した時点で、兵庫県に連絡する。

④ 市長(赤穂市事故対策本部長)又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるかと判断した場合、兵庫県へヘリコプターの出動待機を求めることができる。

⑤ 医療機関等は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報等を判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防本部等へ二次搬送の要請をする。

消防本部は、兵庫県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者の搬送を行う。

(2) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

- ① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した場合は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-726-9923：24時間対応）に連絡を取り、原因物質の絞込みを行う。
- ② 消防本部、警察署、医療機関、赤穂健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じて、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、兵庫県立衛生研究所、兵庫県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

(3) 被ばく者等への対応

放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

なお、本市や消防本部だけでは対処できない場合は、兵庫県や他の消防機関に応援要請を行う。

特に、重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する（汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。）。

必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する（兵庫県内に被ばく治療可能な医療機関がないことに留意）。

- ① 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
- ② 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニールシート等を使用する。
また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。
- ③ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート・毛布等で包み、直接体に触れないよう注意する。
なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。
- ④ 事業者が特に指示する場合を除き、緊急時医療対応可能機関に収容する。

10 こころのケア対策

(1) 被災者等のこころのケア

救護班は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、赤穂健康福祉事務所と連携して、医療面での助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

- ① 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- ② 災害による災害神経症（DSD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症候群に対応するため、必要に応じて、救護所等において、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせるなど配慮に努める。

第3節 消火活動の実施

担 当	責 任 者	消防長
		消防団長
	班	消防本部各班
	関係機関	兵庫県危機管理部消防保安課、赤穂警察署、 危険物・有毒物等取扱施設管理者

1 出火防止、初期消火

(1) 消防活動の基本方針

- ① 消防本部は、大規模林野火災等に対し、消防の総力をあげて火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。特に強風下では飛び火による広範囲の延焼が発生する可能性があり留意する。
- ② 市民、自治会等の自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動を実施する。
- ③ 市民は協力して消火活動を行い、可能な限り火災の拡大を防止する。
特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ④ 状況により、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する等、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性など）に応じた消防活動を迅速に実施する。

(2) 消防本部の活動

- ① 消防本部（署）の初動体制
 - ア 特別配備態勢の確立
発生した火災の規模等に応じて、携帯電話及び一斉メール等の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備態勢の確立を図る。
 - イ 通信及び情報収集体制の確立
通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図る。
 - ウ 火災監視体制の確立
火災警報が発令されたとき、又は大規模林野火災が発生したときは、市内の状況を監視する。
 - エ 出火防止処置及び庁舎等の被害状況の確認
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

② 消防団の初動体制

ア 消防団本部、方面隊の設置

消防団の指揮連絡体制を確立し、特別配備態勢をとるため、消防団長は方面隊を設置する。

イ 非常参集

大規模火災、突発重大事故等による発災を覚知した消防団員は、分団詰所等に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。

また、状況に応じて、サイレン吹鳴により各分団に招集指令を伝達する。

ウ 出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。

また、実施する際には、自治会及び自主防災組織等に協力を求める。

エ 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に当たる。

なお、地域の出火件数が多い場合には、適宜、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

③ 情報の収集

ア 情報の収集要領

消防本部は、消防車両及び調査員等の巡回、その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により消防本部へ報告する。

イ 情報収集内容

情報収集の内容は、火災の状況又は人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

- 火災の発生場所・程度及び延焼方向
- 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度
- 家屋等の損壊状況
- 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害
- 重要対象物の被害状況
- その他消防活動上の必要事項

(3) 事業所の活動

① 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

② 火災が発生した場合の措置

- 自衛消防組織等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

- 周辺地域の市民等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- 警察署、最寄りの防災関係機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。
- 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

2 応援要請

本市の消防機関のみでは対応できない場合、『兵庫県広域消防相互応援協定』等に基づき、他の消防機関の応援を要請する。

■広域消防相互応援協定

協定等（名称）	協定年月日	協 定 者	協定内容
兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但消防本部、美方広域消防事務組合	大規模又は特殊災害
山陽自動車道消防相互応援協定	平成30年3月28日	西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、赤穂市、東備消防組合、西はりま消防組合	山陽自動車道における消防業務
高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定	平成11年8月1日	東備消防組合、赤磐市、岡山市、総社市、倉敷市、笠岡地区消防組合、赤穂市	同上
兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定	平成25年4月1日	赤穂市、東備消防組合、美作市、西はりま消防組合	火災・風水害
緊急消防援助隊運用要綱	平成16年3月26日	47都道府県	大規模又は特殊災害

3 消防活動

消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- ① 火災が広範囲に延焼拡大した場合は、避難場所及び避難路の安全を確保する消防活動を優先する。
- ② 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ③ 大量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- ④ 消防活動に際しては、消防職員・団員の安全確保に十分配慮する。
- ⑤ 航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。
- ⑥ 船舶等の火災については、海上災害用消防資機材を活用して、消火活動を行う。

また、船舶火災に関する消火活動については、海上保安本部と十分に連携をとるとともに、臨海部の火災についても、必要に応じ、海上保安本部に協力を要請する。

4 火災防御活動

(1) 火災防御の基本

① 火災防御

ア 攻勢防御

火災件数が少なく現有消防力で初動期に鎮圧できる見込みのときは、攻勢防御活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

イ 重点防御

火災件数が、現有消防力をわずかに上回るときは、延焼拡大の危険性の高い地域並びに市民の生命の保護及び生活に重大な影響をおよぼすおそれのある施設等を重点に消火活動を実施する。

ウ 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

② 避難場所・避難路防御

火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難場所、避難路確保に総力をあげて防御活動を行い、避難者の安全を確保する。

③ 災害現場活動

ア 人命危険の防止及び災害応急対策に必要と認めた時は、直ちに警戒区域を設定して立ち入りを禁止するとともに、区域内市民を速やかに避難させる。

イ 危険物等の流出を伴う災害現場においては、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集し、危険物を特定する。

また、事故責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、兵庫県立健康環境科学研究所センター、兵庫県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携を取り、危険物等の種類の特定に努める。

ウ 災害現場の状況等により、必要な安全管理を厳重に行う。

なお、特に、危険物等の流出に伴う災害現場においては、負傷者等を汚染された環境から搬出し、関係機関と連携して、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

(2) 消防隊の運用

① 部隊指揮

- ア 消防長の指揮のもと、消防隊は防災関係機関と連絡を密にし、管轄区域内の災害防衛活動を実施する。
- イ 火災覚知直後の消防隊の運用は、中隊長又は小隊長が決定し、迅速に消防活動を実施し、活動内容を消防長に報告する。
- ウ 全市的に火災が延焼拡大し、消防力を結集する必要があるときは、消防長が全市総括的な消防隊の運用を行う。

② 部隊運用

- ア 日勤者及び非番職員等で、ポンプ車隊・救急隊等を臨時に編成し、増強隊として運用する。
- イ 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立を推進する。

(3) 消防団の活動

① 活動範囲

原則として管轄区域を優先して行うが、消防本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

② 任務

- ア 消火活動並びに消防署との連携
- イ 中継送水等の相互援助
- ウ 飛火警戒
- エ 人命救助並びに避難誘導
- オ 残火整理の徹底
- カ その他特命による業務

第4節 避難対策の実施

担 当	責 任 者	危機管理監	
		避難誘導	市民部長、健康福祉部長、教育次長、消防長
		避難所	市民部長、健康福祉部長、教育次長
	班	住民支援班、救援協力班、健康福祉施設管理班、消防本部各班	
	関係機関	赤穂警察署、自主防災組織、施設管理者	

大規模事故等の災害時に、市民の生命又は身体を保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して、「高齢者等避難」、「避難指示」（以下、「避難指示等」という。）を遅滞なく発令し、市民に避難を促す。

なお、本市における避難指示等の判断基準、避難情報の伝達方法及び避難すべき区域等の詳細は「避難情報等の判断マニュアル」による。

1 避難指示

(1) 避難指示の実施責任者と基準、措置

■避難指示の区分等

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	基準	措置内容
指 示	市長	災対法第60条第2項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (知事に報告)
	知事	災対法第60条第6項	災害全般について	本条第2項の場合で赤穂市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	①災対法第60条第2項において市長が指示できないと認めたとき ②災対法第60条第2項において市長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 (市町村長に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を發し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる (公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される時	関係者に警告を發し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる

(2) 対象者

避難指示の対象者は、市民、滞在者、通過者等を指し、その区域内にいる全ての者を指す。

(3) 避難指示等の伝達方法

① 避難指示等の伝達内容

避難指示等は、対象となる区域の市民等及び避難所となる施設に対して、その情報を迅速に伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難指示等の区分、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、市民のとるべき行動や注意事項等とする。

② 避難指示等の伝達手段・伝達先

ア 市民への伝達

- 広報車による伝達（指揮本部広報班、消防本部警防班）
- 自治会組織（自主防災組織）を通じて伝達（市民部住民支援班）
- 赤穂市のホームページ、防災情報ネット（メール）による伝達（指揮本部広報班）
- SNS（赤穂市公式LINE等）による伝達（指揮本部広報班）
- 各水防区を通じての連絡（消防本部通信指令班）
- サイレン吹鳴等による周知（指揮本部広報班）
- ラジオ・テレビを通じての放送（指揮本部広報班）
- 防災行政無線による伝達
- Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

イ 避難行動要支援者や福祉関係機関への伝達

- 避難行動要支援者の事前登録者へ連絡
- 避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡
- 要配慮者利用施設への連絡

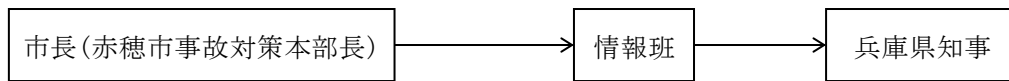
ウ 防災関係機関等への伝達

- 避難所となる施設への連絡
- 兵庫県（西播磨県民局、兵庫県災害対策課）へ連絡
- 赤穂警察署へ連絡

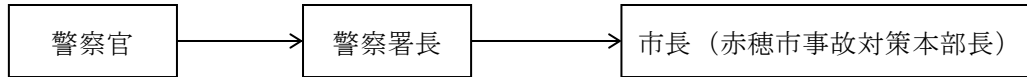
(4) 避難措置の周知

避難指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

① 市長の措置

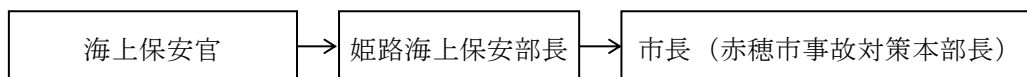


② 警察官の措置



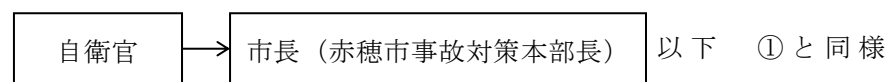
③ 海上保安官の措置

以下 ①と同様



④ 自衛官の措置

以下 ①と同様



(5) 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関の協力等を利用し、市民へ十分に周知できるようにする。

災害対策基本法 第60条（抄）：市町村長の避難の指示等

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

2 避難方法

災害時における避難は急を要するため、市民等は地域の状況、危険の切迫度等を的確に判断し、必要最小限の物資を携行して、迅速かつ安全な方法で避難する。

(1) 市民の留意事項

- ① 避難指示が出されたときは、「自らの身は自分で守る」という考えのもと、直ちに打火防止措置等を講じ、指示に従い避難する。
特に、避難行動要支援者は時間がかかることを考慮し、避難を行う。
- ② 林野火災や大規模火災等が発生し、延焼防止が不可能になった場合は、火災の発生場所、風向、風速、木造住宅の密集状況から判断し、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- ③ 避難に際しては、徒歩で避難する。
自動車は、道路が混雑し、避難に時間を要することから、原則避難には利用しない。
- ④ 避難指示等が発令された区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難を開始する。
- ⑤ 平時から大規模事故災害の発生等に備え、「マイ避難カード」等を活用し、避難の方法、家族との連絡方法等を確認しておく。

(2) 赤穂市

市長は、市民の避難誘導に当たっては、警察、消防機関、自衛隊等の防災関係機関の協力を得て、できるだけ自治会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、幼児、妊産婦、身体障がい者等要配慮者の避難を優先する。

3 避難所の開設・運営

必要に応じて、第3編 第3章 第7節「避難対策の実施」に準じて避難所を開設、運営する。

第5節 交通・輸送対策の実施

担 当	責 任 者	総務部長、建設部長
		各部長
	班	輸送班、管理班
	関係機関	各項目に記載

1 交通応急対策

(1) 交通安全の確保

① 道路法に基づく応急対策

ア 道路管理者が行う通行の禁止制限

- a) 道路管理者（兵庫県においては光都土木事務所長、本市においては市長）は、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。
- b) 道路管理者は、a)の規制を行うときは、その内容を関係機関に通知するとともに、一般に周知を図る。

イ 応急復旧対策

- a) 被災した道路については、ア a)による規制を行ったとき、道路管理者は、当該道路に代わる迂回路を指定して、交通の確保に努める。
- b) 被災した道路について、道路管理者は、a)による迂回路の指定が困難な場合は、当該道路に代わる仮道路を応急に設置する。

② 道路交通法に基づく応急対策

ア 公安委員会が行う交通規制

- a) 公安委員会は管轄区域内の道路について、災害による道路の欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通の規制を行う。この場合において、必要があると認めるときは、迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。
- b) 公安委員会は、a)による交通規制を行うときは、その内容を関係機関に通知するとともに、一般に周知を図る。

イ 警察署長が行う交通規制

- a) 警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法

第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通の規制を行う。

この場合において、必要があると認めるときは、迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

b) 警察署長は、a)による交通規制を行うときは、その内容を一般に周知を図る。

ウ 警察官が行う交通規制

a) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に道路（一般有料道路を除く。）における歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

b) 警察官は、a)による通行の禁止又は制限を行ったときは、警察署長に対し、速やかにその内容を報告する。

③ 雑踏事故への対応

歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。

なお、市、行事等の主催者等、消防機関、警察署、県、医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

ア 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行う。

消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

イ 雑踏事故発生時の対策

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、赤穂警察署、県（災害対策課）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

消防本部は、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手するとともに、必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。

また、多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて、災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

医療機関は、行事等の主催者等及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

赤穂市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

赤穂警察署は、事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払い、事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。

また、主催者等関係機関と連携して、効果的な広報活動によって人心の安定を図る。

④ 港則法に基づく応急対策

姫路海上保安部長は、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、港則法第39条の規定に基づき、船舶交通を制限し、又は禁止する。

⑤ 港湾及び漁港の応急対策

港湾管理者及び漁港管理者は、早急に施設の被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省に対して被害状況を報告し、必要に応じて、応急復旧等を行う。

(2) 緊急輸送の確保（災害対策基本法に基づく応急対策）

① 交通規制

公安委員会は、その管轄区域又はこれに隣接する府県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

この場合において、公安委員会は、被災地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、被災地を管轄する兵庫県公安委員会、知事（兵庫県災害対策本部長）、市長（赤穂市事故対策本部長）と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し適正な判断を行う。

② 規制に伴う措置

ア 公安委員会は、①による交通規制を行うときは、その規制の内容を通知し、又は周知を図る。

イ 公安委員会は、①による交通規制を行ったときは、適当な迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

ウ 現場の主要地点に警察官等を派遣し、緊急輸送の確保に支障がないよう措置する。

③ 緊急通行車両の確認

ア 確認を行う機関

緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）は、災害対策基本法施行令第33条に基づき、おおむね次の区分により、知事又は公安委員会が行う。

また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、兵庫県公安委員会は、兵庫県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両及び規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付する。

なお、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出がなされている車両については、他に優先して手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

区 分	確認事務取扱機関	対象車両
知 事	兵庫県災害対策本部室、又は 危機管理部災害対策課 〔 災害の状況により、 地方機関に委任 〕	1 兵庫県災害対策本部及び被災市町災害対策本部の使用する車両 2 応援のため兵庫県、県下の市町、又は他府県が使用する車両 3 防災会議関係機関の使用する車両 4 報道機関の使用する車両
公安委員会	交通部交通規制課、 又は警察署交通課	すべての車両

イ 確認の基準

緊急通行車両であることの確認の基準は、原則として下記のとおりであるが、災害の状況により、知事と公安委員会は、協議の上、具体的な基準を決定する。

なお、確認の手續について必要な事項は、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるように努める。

基 準
1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送であること。
2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送であること。
3 その他応急措置を実施するための緊急輸送であること。

ウ 標章等の確認

確認を行う機関は、車両の使用者の申し出に基づき、緊急通行車両であることを確認したときは、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び証明書を交付する。

(参照) 資料編様式集3-4 標章 (P様式-8)

(参照) 資料編様式集3-5 緊急通行車両確認証明書 (P様式-9)

エ 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出

兵庫県公安委員会は、兵庫県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の確認届出、規制除外車両の事前届出を受理する。

緊急通行車両のうち、事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。

- ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両

災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両
- エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両

2 輸送、移送対策

(1) 実施機関

災害輸送、移送の実施は、その応急対策を実施する部が行うものとする。

ただし、車両等については、その円滑な運営を図るため総務部管理班において、配車、配船表を作成し、各部の要請に基づき、各車両、船艇の調達を行い各部に配置する。

① 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別の内最も適切なものをもって行う。

- ア 貨物自動車、乗合バス等の自動車によるもの
- イ 鉄道によるもの
- ウ 船艇によるもの
- エ 航空機によるもの
- オ 人夫等によるもの

② 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保については、おおむね次のとおりとする。

ア 確保の順位

自動車等の確保借り上げは、おおむね次の順位による。

- a) 災害応急対策実施機関所轄の車両等
- b) 公共的団体の車両等
- c) 営業者及び会社等事業所の所有の車両等
- d) その他自家用車両等

イ 調達方法

- a) 原則として本市保有車による。
- b) 各部において車両等を必要とするときは、次の事項を明示し、総務部管理班に依頼する。

なお、用務終了の場合は、直ちに報告する。

- ・輸送区間、又は借り上げ期間
- ・輸送量、又は台数等
- ・集合の場所及び日時
- ・その他の条件

- c) 総務部管理班において必要台数の確保が不可能なときは、兵庫県災害対策本部に連絡の上調達する。

- d) 赤穂市保有車

■赤穂市保有車一覧表（総括）

バス	小型普通乗用車	普通貨物車	小型貨物車	軽自動車	特殊自動車 <ショベル・ブル>	計
2	17	10*	23	76	4	132

※ 給食センターコンテナ車6台を含む

- e) 市内営業用自動車

■市内営業用自動車一覧表（指定公共機関、指定地方公共機関関係）

名称	所在地	電話	保有数			計
			トラック	バス	特殊	
日本通運株式会社 神戸支店ロジスティクス部 姫路ロジスティクスセンター	姫路市網干区浜田1250-20	079-271-6821	7			7
西播通運株式会社 赤穂営業所 住友赤穂支店	赤穂市西浜北町1074-27	0791-42-2261 0791-42-2292	8(1)			8
株式会社ウイング神姫 相生営業所	相生市竜泉町394-1	0791-22-5180		2		2
計			15	2		17

(注) 1 不足する場合は、その他の建設業者、事業所等の協力を求める。

2 () 内は夜間の場合。

f) 市内事業所所有の自動車
水防計画書に示すところによる。

g) 船艇（漁船）

■船艇（漁船）一覧表

所 属	代表者	電 話	隻 数	備 考
赤穂市漁業協同組合	大河 優	0791-45-2260	120	

(注) 船艇の保有数は、平成31年3月31日現在。

ウ 鉄道による輸送

道路の被害等による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で、物資、資材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当なときは、それぞれの実施機関において行う。

エ 船艇による輸送

陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、又は途絶したときは、物資等の海上輸送を図る。

オ 航空機による輸送

一般交通の途絶に伴って緊急に空中輸送が必要なときは、自衛隊等に派遣要請を行う。

カ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送する。

③ 各車両、船舶の遵守事項

ア 出動した車両及び船艇は命令された作業が終了したときは、直ちに総務部管理班に報告する。

イ 命令を受けて出動した車両、船艇は出動先で原則として命令以外の作業はしない。ただし、人命に関わるなどやむを得ない場合は、速やかにその作業を終了し、総務部管理班にその旨報告する。

ウ 待機中の車両は、別命がない限り、指定場所で運転手はその車両から離れないで待機する。

④ 災害救助法による輸送

ア 救助のため、次に掲げる事項についての移送、又は輸送を行う場合においては、輸送費を支出する。

- 被災者の避難
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費の額は、市内における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送費を支出する期間は、当該救助の実施が認められている期間以内とする。

3 緊急輸送活動

(1) 輸送に当たっての配意事項

本市及び防災関係機関は、輸送活動を行う際は、次のような事項に配意して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

① 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、県・市町災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ア 上記①の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ア 上記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(3) 緊急輸送の支援

① 海上輸送の支援

ア 係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保する。

緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じる。

イ 支援要員等の確保

本市は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

② 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

本市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保する。

イ 支援要員等の確保

本市は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

4 道路管理者等による措置命令及び措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等する。

（1）措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

（2）指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

なお、県公安委員会は、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく、道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

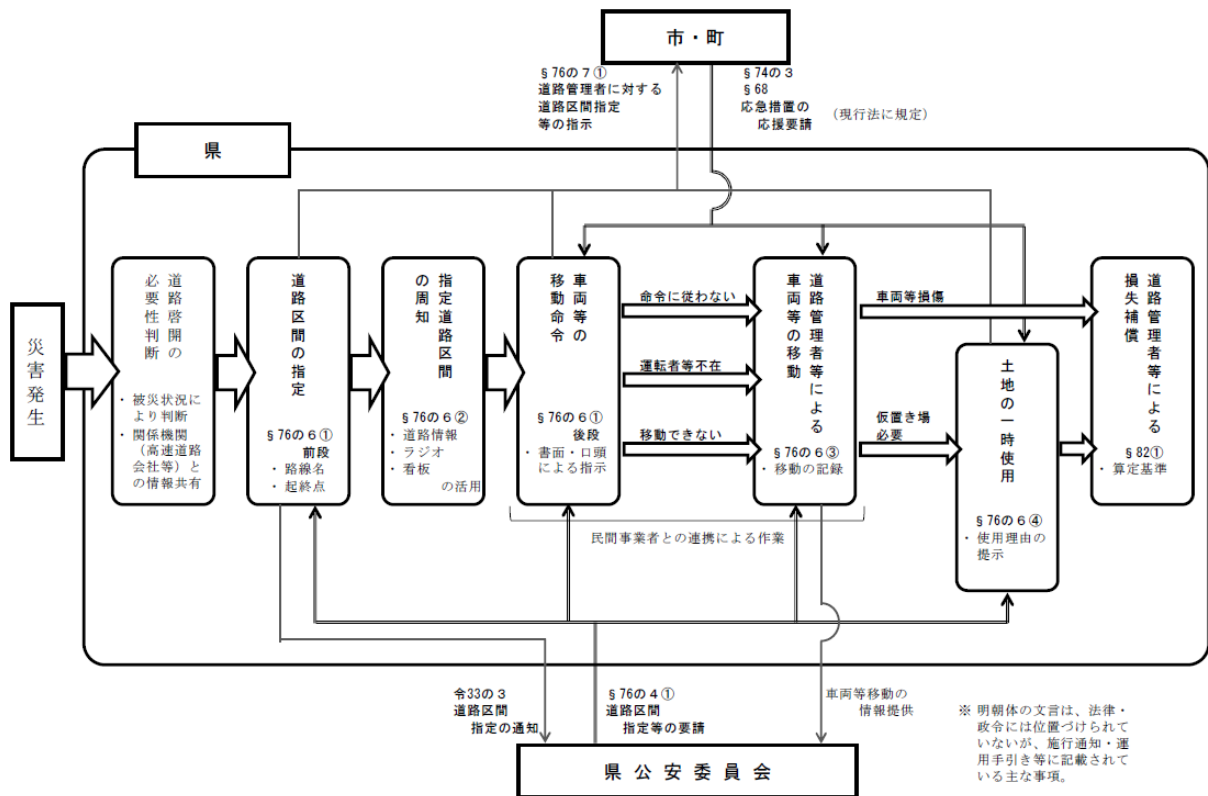
（3）措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

（4）市等への指示

国土交通大臣は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は、漁港管理者に、知事は市に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



5 兵庫県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1) ヘリコプター支援の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次の用務に該当するときは、支援要請する。

- ① 緊急に人命救助をする必要があるとき
- ② 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき
- ③ 航空機の運航は当分の間昼間に限るものとし、兵庫県の災害対策用務に支障のないとき

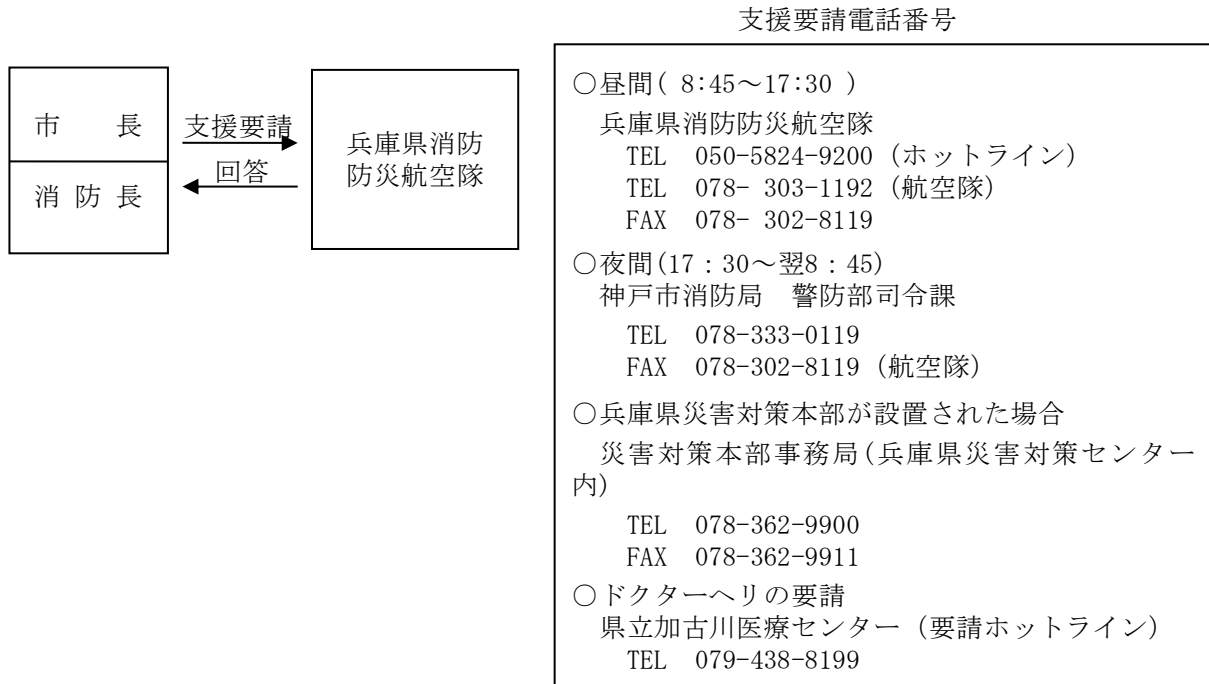
(2) 支援要請手続

① 要請方法

兵庫県に対するヘリコプターの支援要請は、市長（赤穂市災害対策本部長）又は消防長が兵庫県消防防災航空隊に対し手続を行い、事後速やかに所定の消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を兵庫県消防防災航空隊に提出する。

ただし、兵庫県災害対策本部が設置された場合は、兵庫県災害対策本部事務局に要請を行う。

② 連絡先



(3) 要請に際し兵庫県へ連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- ② 要請を必要とする理由
- ③ 活動内容、目的地、搬送先
- ④ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- ⑤ 現地の気象条件
- ⑥ 現地指揮者
- ⑦ その他必要事項

(4) 要請者において措置する事項

- ① 離発着場の選定
- ② 離発着場における措置 (散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導)

(5) 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

第6節 災害広報・広聴

担 当	責 任 者	危機管理監、市長公室長、市民部長
		総務部長、消防長
	班	情報班、広報班、住民支援班、通信指令班、警防班
	関係機関	赤穂警察署、報道機関

1 実施機関とその役割

機 関 名	広 報 ・ 報 道 内 容
赤 穂 市	① 災害情報、防災体制に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故災害状況と今後の見通し ・ 飲料水等の摂取制限の状況 ② 避難に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等 ・ 収容施設 ③ 応急対策活動の状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所 ・ 交通、道路、電気、水道等の復旧 ④ 市民生活に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食、給水、下水 ・ 電気、ガス等の二次災害の防止 ・ ごみ及び災害廃棄物の処理 ・ 防疫、衛生の知識 ・ 臨時災害相談所の開設 ・ 安心情報、デマ情報の防止 ・ 市民の志気、相互扶助精神の高揚
消 防 本 部（ 署 ）	① 火災の発生防止、初期消火に関すること ② 火災の発生状況に関すること ③ 災害現場における避難の勧告指示に関すること
赤 穂 警 察 署	① 被害状況、治安状況、救援活動、警備活動 ② 道路交通に関すること ③ 防犯指導等の犯罪予防に関すること ④ 災害現場における避難、誘導に関すること
防 災 関 係 機 関	① 機関の活動体制に関すること ② 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること ③ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ④ 感電、転落、落下物等の事故防止
姫 路 海 上 保 安 部	① 海上における被害状況、治安状況に関すること ② 船舶の航行規制に関すること ③ 海難の発生状況に関すること

2 広報の媒体（手段）

広報の媒体の選定は、赤穂市事故対策本部が状況を判断の上、以下の中から適切な方法を選定する。

- ① 広報車による伝達（指揮本部広報班、消防本部警防班）
- ② 自治会組織（自主防災組織）を通じて伝達（市民部住民支援班）
- ③ 赤穂市公式LINEによる伝達（指揮本部広報班）
- ④ 赤穂市のホームページ、防災情報ネット（メール）による伝達（指揮本部広報班）
- ⑤ 各水防区を通じての連絡（消防本部通信指令班）
- ⑥ サイレン吹鳴等による周知（指揮本部広報班）
- ⑦ ラジオ・テレビを通じての放送（指揮本部広報班）
- ⑧ 防災行政無線による周知
- ⑨ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

3 広報の決定

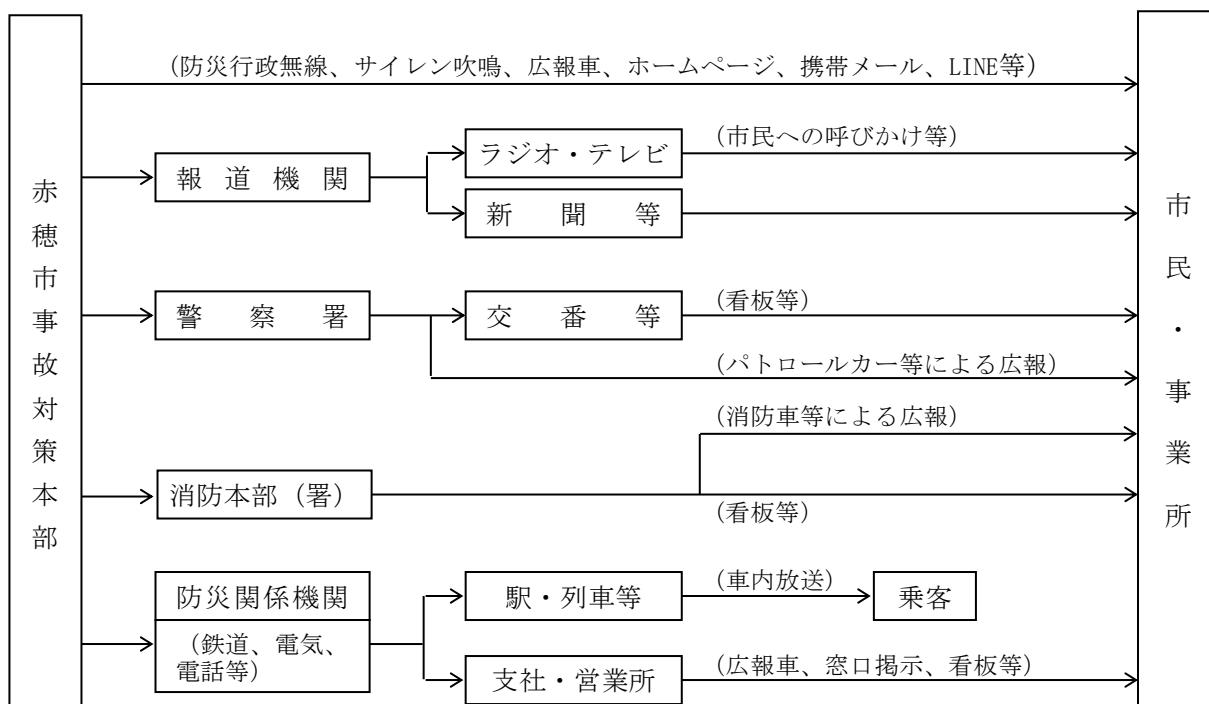
災害時に本市が行う広報は、次のとおりである。

- ① 赤穂市事故対策本部の自主的な判断によるもの
- ② 各担当部班、防災関係機関からの情報により赤穂市事故対策本部が必要と判断したもの

広報活動の可否内容は、市長（赤穂市事故対策本部長）の判断により実施する。

各担当部班からの情報は、指揮本部本部総務班で集約され、市長（赤穂市事故対策本部長）の判断、指示のもと広報班が実施する。

<市民への伝達手段の概要>



4 広報の内容

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は、次のとおりとする。

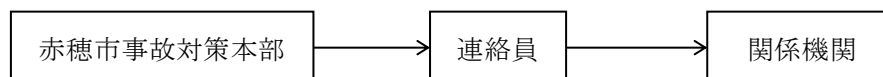
- ① 大規模事故の情報…………… 例文9(資料編資料集3-18 (P資料-140～141) 参照)
- ② 災害の発生状況…………… 例文4(資料編資料集3-18 (P資料-139) 参照)
- ③ 二次災害に関する情報…………… 例文4(資料編資料集3-18 (P資料-139) 参照)
- ④ 避難指示の情報…………… 例文5(資料編資料集3-18 (P資料-139) 参照)
- ⑤ 市民の安否情報…………… 例文2(資料編資料集3-18 (P資料-138) 参照)
- ⑥ 緊急医療情報…………… 例文6(資料編資料集3-18 (P資料-140) 参照)
- ⑦ 緊急道路・交通規制情報…………… 例文3(資料編資料集3-18 (P資料-139) 参照)

5 各関係機関との調整

(1) 赤穂市事故対策本部が広報を実施したとき

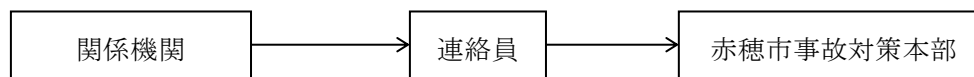
赤穂市事故対策本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関の連絡員（連絡員が派遣されていない場合は連絡責任者）にその旨を通知する。

連絡員は、その旨を所属機関に報告する。



(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員（連絡員が派遣されていない場合は連絡責任者）を通じて直ちに赤穂市事故対策本部へ通知すること。



通知の内容は、次のとおりとする。

- ① 広報を実施した日時
- ② 広報の目的
- ③ 広報内容の概要

このうち、実施した日時については、混乱防止の上で特に重要である。

(3) 安否確認情報の共有

本市は、兵庫県、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、消防機関、警察本部、医療機関等と必要な範囲で相互に被害者の安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。

6 報道機関への発表

(1) 赤穂市事故対策本部の発表

赤穂市事故対策本部は、指揮本部広報班を窓口として報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

なお、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

(2) 消防本部（署）の発表

消防本部（署）が行う発表は、指定する幹部が行う。

なお、現場活動及び状況等については、現場最高責任者が発表を行う。

7 実施体制

班	活動項目	班数	各項目の構成員
広報班	連絡調整	1班	指定職員
	広報実施	1班	指定職員
	報道機関対応	1班	指定職員
	広報車	5班	指定職員 各班2人

8 災害放送の要請

① 市長（赤穂市事故対策本部長）は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認めるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、やむを得ない場合を除き兵庫県（災害対策地方本部経由）を通じて放送を要請する。

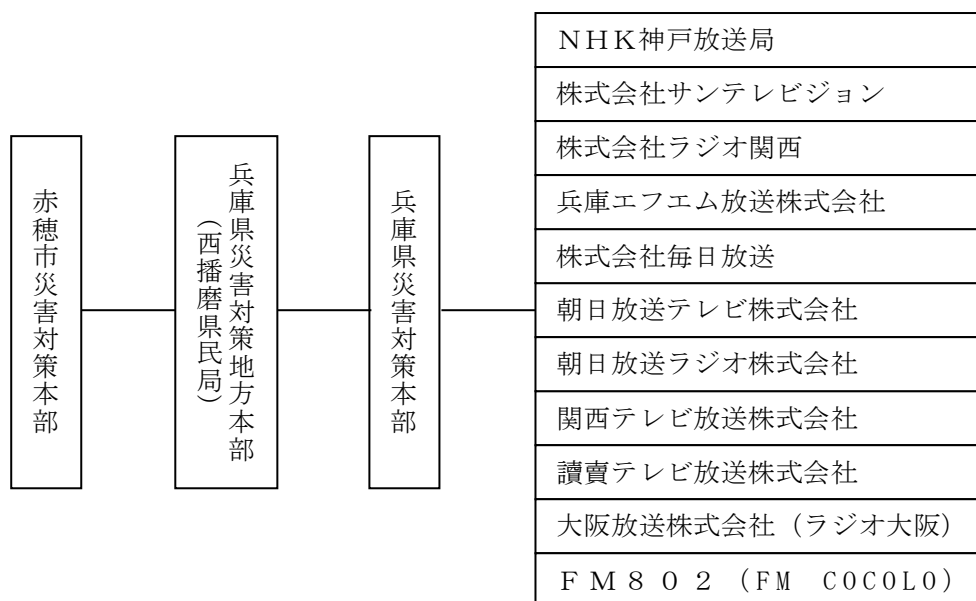
ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

エ その他必要事項

② 放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭による。



9 広聴

本市は、災害時において、次の広聴活動を実施する。

（1）広聴活動の実施

被災地の市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問合せに速やかに対応できるよう、市庁舎に専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、広聴活動を実施する。

（2）要望等の処理の方法

- ① 問合せ内容に対する回答結果を、統一的な文書として作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
- ② 問合せ内容・件数を記録し、必要に応じて、翌日以降の広報内容に反映させる。
- ③ 要望、苦情等については、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努める。
- ④ 処理方法の統一化を図るため、聴取用紙等を整備する。

10 飲料水、飲食物の摂取制限等

本市は、原子力災害等により、兵庫県が実施する緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物、農林水産物等の汚染度が食品衛生法上の基準値を超過していると認められるときは、国及び兵庫県の指導・助言並びに指示を受けて、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水、食物の摂取制限や汚染農林水産物の摂取、出荷制限等必要な措置を講じるほか、市民等に対して摂取制限を行うよう呼びかける。

なお、毒物・劇物が漏えいした場合においても、安全が確認できるまで摂取制限を行う。

1 1 社会秩序の維持対策

(1) 治安の確保

本市は、航空機災害、鉄道災害、道路災害、海上災害、原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について、関係機関と協議し、万全を期する。

(2) 流言飛語の防止

本市は、航空機災害、鉄道災害、道路災害、海上災害、原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

特に、風評被害等の影響が大きい原子力災害時においては、各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表するとともに、風評による影響を受けた事業者等に対し、地元製品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

(3) 悪質商法等の防止

本市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化する。

第7節 遺体の収容、処置

担 当	責 任 者	市民部長、健康福祉部長
	班	防疫班、救援協力班
	関係機関	赤穂警察署、姫路海上保安部、赤穂健康福祉事務所、赤穂市医師会、日赤兵庫県支部赤穂地区、相生・赤穂市郡歯科医師会

1 実施機関

- ① 災害救助法が適用された場合における遺体の処理及び埋葬については、知事が行う。ただし、知事から市長が行うこととされた場合、及び災害救助法が適用されない場合については、市長が実施する。
- ② 本市は、赤穂警察署等関係機関と連携し、災害による犠牲者の遺体の収容、処置等一連の業務を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、第3編 第3章 第23節「災害救助法の実施」に基づき対応する。
- ③ 兵庫県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、本市から要請があった場合、国等の協力を得て、遺体の処置が速やかに実施できるよう支援する。

2 実施の方法

本市は、遺体を発見した場合は、赤穂警察署と連携し、以下の対応を行う。

- ① 警察署への連絡（遺体発見後、速やかに）
- ② 警察署による遺体の検視等
- ③ 市医師会等の協力を得た遺体の検案
- ④ 遺体の収容・安置
- ⑤ 遺体の火葬・埋葬

3 遺体処置班の編成及び組織

遺体の処置は、検視を行う警察署、姫路海上保安部と密接な連絡をとり実施するものとし、必要に応じ、葬祭業者等の協力を得て、おおむね次の班編成を構築して実施する。

また、活動に必要な資器材等について、調達・確保する。

■遺体処置班の編成及び組織

処理区分	班 長	班 員	備 考
遺体の洗浄、検案等の補助及び一時保存	1名	4名	
遺体輸送班	1名	3名	運転手を含む
埋火葬班	1名	4名	

4 遺体の処置方法

- ① 遺体は、遺体の処置及び検視（警察官立ち会い）の後、遺体収容所に安置して一時保存する。
- ② 身元確定の遺体は、遺体引受人（遺族）に引き渡し、戸籍法、同法施行規則及び墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則により火葬する。
- ③ 死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を確認することができない場合の遺体は、戸籍法により警察官から検視調書を受け、行旅病人及行旅死亡人取扱法により火葬する。
- ④ 市長は、本市のみで遺体の収容及び処置が困難な場合は、必要事項を示して兵庫県又は他の市町その他関係機関の応援を要請する。
- ⑤ 本市は、火葬・埋葬について本市のみで対応できないときは、遺体の輸送に必要な車両等の数を示して兵庫県に応援を要請する。
- ⑥ 遺体の火葬・埋葬についての相談室を設置し、市民等からの相談に対応する。

■赤穂市斎場

所在地	火葬能力	備考
赤穂市南野中759-2	8体/日	稼働 1日8H（平常時） 1体 3時間 1日 2体（1炉当たり）

5 遺体の検視場所

遺体の検視場所は、次の施設とする。

ただし、必要に応じて市内の公共施設を使用する。

■遺体の検視場所

施設名	優先順位	所在地
市民総合体育館	1	加里屋1278
赤穂地区体育館	2	加里屋中洲3丁目57-1

6 遺体の収容所

遺体の収容は、資料編に示す寺院とする。

ただし、必要に応じて市内の公共施設を使用する。

（参照）資料編資料集3-21 遺体の収容所一覧（P資料-147）

第8節 危険物等への対応

担 当	責 任 者	消防長
	班	通信指令班、警防班、消防調査班
	関係機関	各項目に記載

危険物等取扱施設での事故等発生時における対応は、本編各章各編に準じるものとするほか、事故等ごとの対応については、以下に示す事項に留意する。

1 危険物

本市、兵庫県及び施設の管理者は、危険物施設等の事故により、石油類が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

(1) 施設等の管理者が実施する対策

① 防災関係機関への通報

火災の場合は消防本部に緊急通報し、石油類流出の場合は、消防本部のほかにも、本市、赤穂健康福祉事務所、兵庫県生活衛生課、姫路海上保安部に、下記事項を速やかに連絡する。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 下流での水道水源の有無
- エ 現状及びその時点での対応状況

② 消防活動及び被災者の救出救助

③ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

(2) 赤穂市及び兵庫県が実施する対策

- ① 危険物等の特定
- ② 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 消防活動及び被災者の救出救助
- ⑥ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- ⑦ 市民に対する広報活動

2 高圧ガス

(1) 高圧ガス施設等

災害が発生した場合は、施設等の責任者は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、消防署、警察署及び高圧ガス関係機関と連絡をとり、速やかに次の措置を講じる。

- ① 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
- ② 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置を講じる。

毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備の上実施する。

- ③ 施設の現状把握と災害発生の危険の有無の確認をするため、各施設、防火・消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- ④ 施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火及び漏洩事故を防止する。
- ⑤ 漏洩ガスが静電気、摩擦等により発火した場合は、状況を的確に把握し、初期消火に努め、火災の拡大を防止する。
- ⑥ 状況により、防災要員以外の従業員及び市民に対して避難誘導を行う。

(2) LPガス施設等

LPガス事業者等は、LPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び市民等の安全を確保するため、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、消防署、警察署及び一般社団法人兵庫県LPガス協会等関係機関と密接な連携を図り、適切な措置を講じる。

- ① 事業者等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人兵庫県LPガス協会等関係機関に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人兵庫県LPガス協会は、被害状況をとりまとめ、兵庫県危機管理部消防保安課に連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

- ② 事業者等は、被害状況に応じ、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- ③ 必要に応じ、関係機関に対し応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入れに必要な作業を行う。

(3) 赤穂市

本市は、兵庫県、一般社団法人兵庫県LPガス協会等関係機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、ガスの漏洩により、火災・爆発等が発生した場合、又はそのおそれがあると判断した場合は、市民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講じる。

3 火薬類

事業者は、火薬類貯蔵施設等の付近で災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して、次の措置を講じる。

(1) 事業所等

- ① 事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、又は貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出に際しては、本市、兵庫県、警察署及び消防署に対し、連絡を取り対処する。
- ② 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防署に迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- ③ 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災関係者以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- ④ 状況により、防災要員以外の作業員及び市民に対して避難誘導を行う。
- ⑤ 災害が発生した場合は、直ちに警察署及び消防署に連絡する。

(2) 消費場所

- ① 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに、関係者以外に立入禁止措置を講じる。
- ② 火災・爆発等が発生した場合は、作業員等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講じる。
- ③ 災害が発生した場合は、直ちに警察署及び消防署に連絡する。

(3) 運搬中における応急措置

- ① 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し、火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。
- ② 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。
荷送人は、必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。

4 毒物・劇物

本市、兵庫県及び施設の責任者は、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

- ① 保健所等防災関係機関への通報
- ② 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ③ 避難誘導及び群衆整理
- ④ 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- ⑤ 市民に対する中毒防止方法等の広報活動
- ⑥ その他災害の状況に応じた必要な措置

5 放射性物質

本市、兵庫県及び施設の責任者は、放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- ① 防災関係機関への通報
- ② 放射線量の測定
- ③ 危険区域の設定
- ④ 立入禁止制限及び交通規制
- ⑤ 危険区域の市民の退避措置及び群衆整理
- ⑥ 被ばく者等の救出救助
- ⑦ 市民に対する広報活動
- ⑧ その他災害の状況に応じた必要な措置

6 原子力発電所事故災害

福井県内に立地する原子力発電所において事故が発生した場合の対応については、次の措置を講じる。

(1) 情報の収集

本市は、関西広域連合より兵庫県を通じて、原子力事業者の事故等の情報を収集する。
また、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータの監視、原子力事業者等が実施したモニタリングの結果や、兵庫県が収集したモニタリング結果を収集する。

<原子力規制委員会>

放射線モニタリング情報共有・公表システム（放射線量測定マップ）

<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

(2) 応急活動

応急活動については、本章各節に準じるものとし、特に原子力災害に係る事項については以下による。

① 市民への情報伝達

関西広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携県と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を添えたりするなど、わかりやすい形で市民等に情報発信を行うとされている。

本市は、兵庫県を通じて収集した情報を市民等に対し伝達する。

② 避難及び状況調査

本市は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、屋内退避等の措置をとる。

また、放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量が「退避及び避難に関する

指標（原子力規制委員会）」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、被害予想地区周辺地域の市民に対し、屋内への退避や警戒区域の設定等の状況に応じた措置をとる。

警戒区域への立入制限、交通規制等は、警察署等関係機関に要請する。また、防災対策の実施に当たっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。

③ 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

ア 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入る。

イ 地震による被害や地震活動により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。

ウ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。

エ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。

オ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。

カ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。

キ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。

④ 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

本市は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

⑤ 避難・一時移転の実施

本市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I Lの基準に基づき、市民の避難・一時移転を実施する。

また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

⑥ 健康相談等の実施

県等と連携し、指定避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施するとともに、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

また、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置するとともに、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じて、指定避難所等における巡回相談を実施する。

⑦ 広域的な避難者の受入れ

本市は、兵庫県から避難者の受入れ等の要請があった場合、関西広域連合がまとめる「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（令和6年3月改訂）に基づき、マッチングを行った対象市（京都府綾部市）の避難住民の受入れを実施する。

また、避難場所の開設や避難者の誘導等、避難生活等に必要な支援を行う。

⑧ 各種制限措置の解除

本市は、兵庫県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除する。

⑨ 健康調査等の実施

本市は、県や国、専門家の意見を踏まえて、必要に応じて、応急対策に当たった職員、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

また、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて、国や専門機関の相談窓口を紹介する。

第9節 海上火災・油流出等事故の応急対策

担 当	責 任 者	消防長
	班	通信指令班、警防班、消防調査班
	関係機関	各項目に記載

1 実施責任者

第五管区海上保安本部は、海上においてタンカー等の事故により火災、又は積載油の流出等の事態が発生した場合において、海上災害から船舶、港湾及び沿岸部の市民とその財産を守るため、兵庫県その他の関係機関に対し、被害状況、流出油の拡散状況等の災害情報を速やかに伝達するとともに、応急対策を実施する。

本市は、被害が市域に及ぶ場合、あるいは及ぶものと推測される場合は、直ちに赤穂市事故対策本部を設置し、姫路海上保安部、兵庫県、警察署、及び消防署等と連携して、以下の応急対策を実施する。

2 事故の通報及び通信連絡

本市は、海上災害が発生したとの連絡を受けた後、速やかに以下の災害情報の連絡及び広報活動を実施する。

- ① 市内漁業組合に対する災害情報の伝達と、漁港施設及び船舶の安全確認
- ② 沿岸部の市民に対する災害情報の伝達と、安全措置についての広報

3 赤穂市の応急対策

本市は、市沿岸において海上事故が発生した場合は、関係機関との連携のもと、以下の応急対策を実施する。

- ① 水難救護法による人命、船舶の救助
- ② 初期消火及び延焼防止
- ③ 沿岸部の市民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ア 被害の発生及びそのおそれのある沿岸部の市民に対する災害状況周知
 - イ 火気使用の制限又は禁止等危険防止措置の広報及び警戒
- ④ 沿岸部の市民に対する避難指示
- ⑤ 沿岸海域における防除対策（重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合）
 - ア 必要となる油防除資機材の調達
 - イ 消防本部は、現場周辺において避難誘導活動を行うとともに、火災の発生に備える。

⑥ 陸岸における回収作業（重油等が陸岸に漂着した場合）

ア 本市は、兵庫県の作成した重油等回収方針に沿った作業計画を策定し、計画を策定したときは、速やかに兵庫県に報告する。

イ 本市は、作業計画を策定するに当たり、漁業関係者、観光業者等の意見を聞くこととする。

ウ 本市は、重油等の漂着状況及び回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的に回収処理を実施する。

エ 本市は、消防団、自主防災組織等を中心として、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

⑦ 現場作業者の健康対策

ア 本市は、回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。

また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない市民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示する。

イ 本市は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ、県民局・健康福祉事務所長に報告を行う。

また、健康被害者発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備する。

ウ 本市は、回収作業が長期化する場合、市民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じる。

⑧ 汚染魚介類の流通防止

本市は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、漁業・水産関係者に情報提供を行うとともに、必要に応じて指導等を行い、安全の確保に努める。

⑨ ボランティアの派遣・受入れ

本市は、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、ボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設する。また、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮する。

（ボランティアの活動範囲）

- ・ 災害情報の収集、伝達
- ・ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ・ 軽易な応急・復旧作業
- ・ 災害ボランティアの受入事務

また、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、赤穂市社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

4 関係事業者等の活動体制

関係事業者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、国、県の機関が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講じるとともに、事業者自らも、必要に応じて、必要な措置を講じる。

なお、発災後は、速やかに活動体制を整え、必要に応じて、関係機関等と応急対策活動に関しての情報交換を行う。

5 広域的な応援体制

重油等の流出事故が発生した場合は、兵庫県とともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会等と協力体制をとる。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、必要に応じて、同協議会に総合調整本部が設置されることから、その活動に積極的に参画する。

6 環境への配慮

重油等流出事故における周辺海域等への環境対策については、県と連携して、次の対策を行う。

- ① 県が組織する「環境対策チーム」に協力する。
- ② 調査方法、調査の結果については、市ホームページ等を通じて、市民に情報提供する。
- ③ 県、県獣医師会、野鳥の会等の関係機関が行う、汚染海鳥等の動物の救護活動に協力する。

7 二次災害の防止対策

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等呼びかける。

8 住民生活等への対応

被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。

また、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどにより、関係者からの問合せに応じる。